

補装具費支給ガイド

第9版



CITY OF SHIZUOKA

静岡市



《 目 次 》

1. 補装具費支給制度の概要	P1
2. 補装具とは	P1
3. 補装具費支給制度の対象者について	P1
4. 補装具の種目について	P1
5. 耐用年数について	P1
6. 補装具の個数について	P2
7. 補装具費の支給対象とならない場合について	P2
8. 補装具費支給の流れについて	P2
9. 申請する上での注意事項	P3
10. 申請に必要なもの	P3
11. 費用	P4
12. 補装具費支給における補装具の画像確認について	P4
13. 補装具の借受け制度について	P4
14. 補装具費支給の審査について	P5
15. 地域リハビリテーション推進センターでの「医学的専門相談」について	P5
16. 地域リハビリテーション推進センターでの「補装具相談会」について	P5
17. 主な補装具の紹介と申請時の注意点	P6～15
(1) 義肢 P6、(2) 装具 P7～8、(3) 姿勢保持装置 P9、(4) 座位保持椅子車載用含む P9～10	
(5) 車椅子 P10～11、(6) 電動車椅子 P11～12 (7) 歩行器 13、(8) 補聴器 P13～14	
(9) 眼鏡 P14、(10) 重度障害者用意思伝達装置 P14～15	
18. 補装具共通の注意事項(重要)	P16～22
19. 意見書の一部記載例	P23～29
20. 補装具完成時の画像添付用紙	P30～32
21. 補装具チェックリスト	P33～48
22. お問い合わせ先一覧	P49

《1. 補装具費支給制度の概要》

補装具費支給制度とは、障害者総合支援法に基づき、申請者に必要と認められる場合、補装具の購入、借受け又は修理の費用を給付する制度です。

《2. 補装具とは》

- (1) 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替し、障がい個別に対応して製作されるものです。
- (2) 障がい者の身体に装着(装用)して日常生活又は就労・就学に用いるもので、長期間同一製品を継続して使用するものです。
- (3) 医師による専門的な知見(医師の判定書又は意見書)に基づき製作されるものです。

《3. 補装具費支給制度の対象者について》

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で補装具費の支給が必要であると認められるもの。
- (2) 身体障害者手帳で認定された部位、程度(等級)に対しその必要性に応じ支給される。
- (3) 難病等の対象となっており、一定の障がいの状態にあり、補装具費の支給が必要であると認められるもの。

《4. 補装具の種目について》

障がいの種類	種 目
肢体不自由	義肢(義手、義足 等)、装具(上肢・下肢・体幹・靴型 等)、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖(カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、松葉杖) ※18歳未満の児童のみ 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
重度の肢体不自由 かつ音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	視覚障害者用安全杖、義眼、眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡)
聴覚障害	補聴器(高度難聴用・重度難聴用、ポケット型・耳かけ型・耳あな型、骨導式、他)、人工内耳用音声信号処理装置の修理

《5. 耐用年数について》

- (1) 国の基準に定められた耐用年数は目安であり、個々の補装具の使用状況により異なります。耐用年数を超えていても、修理が可能な場合は原則として修理での対応となります。
- (2) 次のような場合は、再支給されることもあります。
 - ・修理しても安全性に問題があり適正な使用が困難な場合(身体に合わなくなった等)
 - ・修理の方が大がかりであり、修理額が再支給額を上回ってしまう場合 等

◎補装具の耐用年数(国の基準より)

種 目	耐用年数	種 目	耐用年数	種 目	耐用年数
義手(殻・骨格)	1~5年※1	上肢装具	2~3年※1	義眼	2年
義足(殻・骨格)	0.5~5年※1	車椅子・電動車椅子	6年	眼鏡	4年
下肢装具	1.5~3年※1	歩行器	5年	姿勢保持装置	3年
靴型装具	1.5年	歩行補助杖	2~4年※1	重度障害者用 意思伝達装置	5年
体幹装具	1~3年※1	視覚障害者用安全杖	2~5年※1	補聴器	5年

※1:各種目中の種類や内容により耐用年数が異なりますので、申請時にご確認ください。

※2:再交付申請等で耐用年数内や外であっても、現物確認や実地調査の可能性があるので、支給決定されるまでは現物を破棄しないでください。

《6. 補装具の個数について》

補装具費の支給対象となる補装具は、原則として 1 種目につき 1 個 です。

教育上や職業上で、真に必要性があると認められた場合に、2個の支給が可能な場合もあります。

《7. 補装具費の支給対象とならない場合について》

(1) 補装具費支給は、他法優先を原則としており、医療保険や介護保険等、他の制度で給付が可能な場合は、そちらが優先となります。

(例) 労災保険制度対象者（労災保険が適用できるか未確認の場合）や介護保険認定者、医療保険で製作した装具や義足を障害制度の補装具で修理する場合

(2) 治療のために一時的に使われる「治療用装具」は、医療保険による給付が受けられるため、支給対象にはなりません。

(3) 本人及びその配偶者のどなたかお一人でも、市民税所得割額が 46 万円以上の場合には助成の対象となりません。（本人が 18 歳未満の障がい児の場合はその限りではありません。）

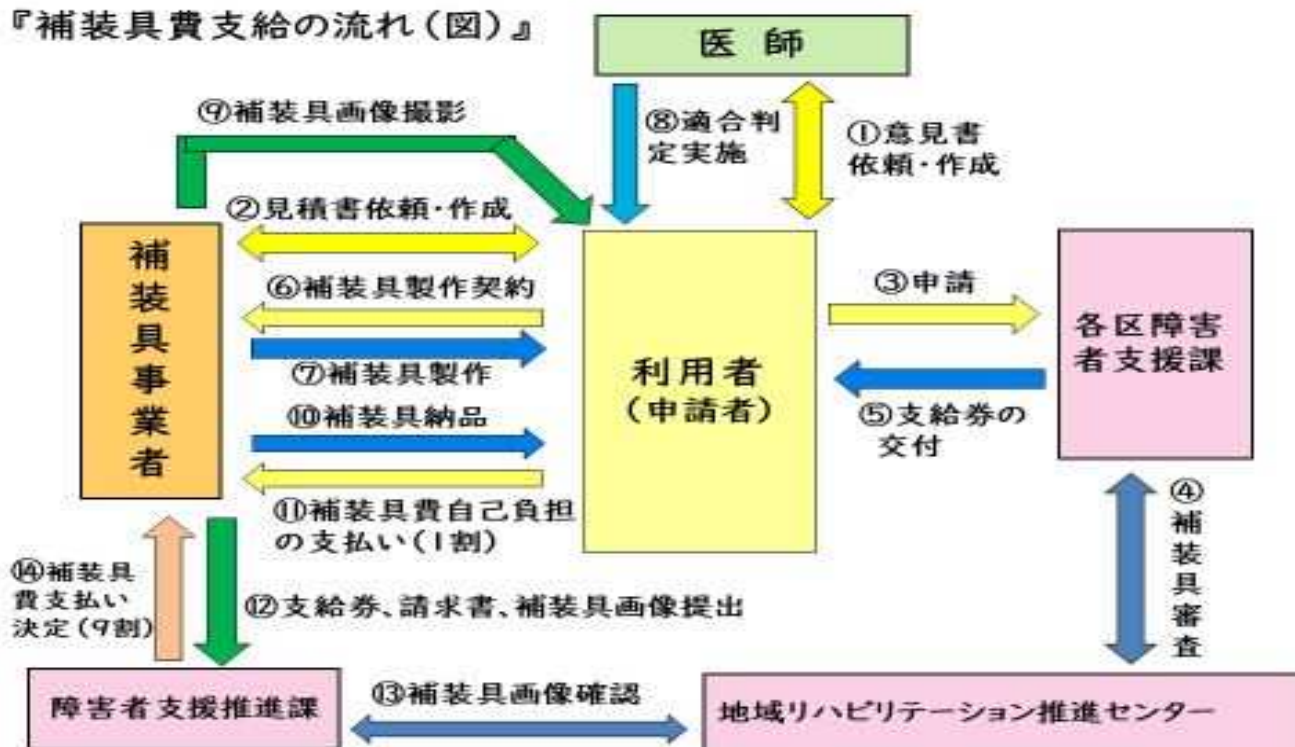
(4) 原則、申請前に購入・修理した場合は支給対象になりません。

(5) 障害認定がない箇所への補装具申請はできません。

(例) 右下肢機能障害の認定であるが、左下肢の足底装具の申請は不可

《 8. 補装具費支給の流れについて 》

『補装具費支給の流れ(図)』



◎申請手続きの流れ 事前に、各区障害者支援課にご相談ください。

(1) ご相談の際に必要なもの

① 身体障害者手帳の交付を受けた方は、身体障害者手帳をお持ちください。

② 難病等の方は、特定疾患医療受給者証等の難病の名称が分かるものをお持ちください。

(身体障害者手帳の交付を受けていない方)

(2) 申請から決定について

① 医師へ意見書作成の依頼をします。

- ②医師の処方に基づき補装具事業者へ見積書の作成を依頼します。
- ③医師の意見書、補装具事業者の見積書等を各区障害者支援課に提出します。
- ④申請後、地域リハビリテーション推進センターで審査を実施します。
(申請内容により実地調査に伺う場合があります)
- ⑤審査後に支給が認められると、各区障害者支援課から補装具費支給決定通知書と補装具費支給券が郵送されます。(概ね1~2カ月程度:申請内容により期間は前後します)
- ⑥、⑦補装具費支給券を補装具事業者に提示し、補装具の製作や修理を行います。
- ⑧補装具の完成時に補装具意見書を作成した医療機関等で適合判定を受けてください。
(支給券の判定医の欄に判定医師の署名が必要です。)
- ⑨補装具事業者はその際に写真を撮影してください。
- ⑩、⑪補装具事業者から補装具を受け取り、代金をお支払いください。(代理受領の場合は、自己負担のみ補装具事業者を支払います。)
- ⑫代理受領の場合、公費負担分は補装具事業者が障害者支援推進課に請求をします。
- ⑬障害者支援推進課及び地域リハビリテーション推進センターで画像の確認を行います。
- ⑭画像確認後補装具事業者に公費負担分を支払います。

※補装具費の代理受領制度

利用者が補装具業者へ自己負担額のみを支払い、残りの費用は利用者に代わり補装具事業者が市に請求・受領する制度です。この制度が利用できる事業者については申請時にご確認ください。

《9. 申請する上での注意事項》

- (1) 補装具の製作、借受け又は修理を行う前に必ず申請してください。
- (2) 「意見書」が必要な場合は、指定医師に意見書の作成を依頼してください。
- (3) 「見積書」は補装具事業者に作成を依頼してください。
指定医師や補装具登録事業者については、各区障害者支援課や障害者支援推進課へ問合せください。
- (4) 修理・再交付の申請の場合は、現在使用している補装具の画像(写真)を添付してください。
※修理や再交付が必要な状況(身体に合わない状況や破損・劣化状況)が分かるように撮影をお願いします。
※新規の場合、普段の姿勢の様子や現在使用している用具(治療用装具等)、デモの様子(写真や動画)がある場合はご提出ください。

《10. 申請に必要なもの》

補装具の種類、支給状況により意見書が必要となります。事前に各区障害者支援課までお問い合わせください。

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 申請書
- (3) 同意書
- (4) 調査書:家族の状況を記入していただく書類です。
- (5) 意見書:指定医師が作成したもの。(必要な場合に提出)
- (6) 見積書:補装具事業者が申請者宛てに作成したもの。
- (7) 補装具画像:修理・再交付の申請時に必要です。使用中の補装具全体と故障箇所がわかる画像(写真等)
※治療用装具から更生用装具への申請時や既製品等のデモ時画像・動画
- (8) 収入状況等調査についての同意書
- (9) 申請する年(1月から6月までに申請する場合は申請する年の前年)の1月1日時点で、静岡市に住所がな

い世帯員がいる場合は、その世帯員の1月1日時点の住所地の発行する市町村民税課税証明書または、マイナンバー（個人番号）の分かる書類。
※難病等の方については、別途書類が必要となりますので、各区障害者支援課までお問い合わせください。

《11. 費用》

原則 1 割負担（所得に応じた負担上限月額あり）

◎上限額は次のとおりです。

	区 分	1 か月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護を受けている世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般	上記以外	37,200 円

（注）補装具の利用者が 18 歳以上の場合の「世帯」は「本人とその配偶者」のみです。

《12. 補装具費支給における補装具の画像確認について》

- （1）平成 27 年 4 月から補装具費支給の適正化を目的に、補装具完成時や修理・再交付の申請を審査する時に画像確認を実施しております。
- （2）補装具の修理・再交付申請時や完成後に、障害者支援推進課や各区障害者支援課への画像資料提出にご協力ください。この他にも必要と判断した場合は画像資料を提出していただきます。
- （3）画像資料の提出にあたっては、必ず静岡市の様式（画像添付用紙）で提出してください。※用紙は静岡市（障害者支援推進課）ホームページからダウンロードできます。
- （4）画像資料については、前・後・左・右方向、装着時、各部品や付属品の詳細、内部構造が確認できる画像資料を提出してください。
- （5）画像内容等で確認が必要な場合は障害者支援推進課から問合せがあります。
- （6）画像資料に不備・不具合・不明瞭な箇所を確認した場合、補装具の修正等の対応をお願いする場合があります。

《13. 補装具の借受け制度について(貸与)》

平成 30 年 4 月から、補装具を申請される方へ効果的・効率的な支給を行う事を目的に、補装具の借受け制度が施行されました。（平成 30 年 3 月 23 日付け障発 0323 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）静岡市では補装具の借受け（貸与）について、適宜対応していきます。

【 借受け(貸与)対象となる場合 】

補装具は、身体障がい者・児の身体状況に応じて、個別に身体へ適合するよう製作されたものが基本なため、購入することが原則です。このため、「補装具の借受け(貸与)」では、障害者総合支援法及び障害者総合支援法施行規則で「借受けによることが適当である場合」として、下記の①～③に限っています。

- （1）身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
（種目・品目）座位保持装置の構造フレーム、歩行器、座位保持椅子
- （2）障がいの進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
（種目・品目）重度障害者用意思伝達装置（本体のみ）
- （2）補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較が必要であると求められる場合
（種目・品目）義肢・装具、姿勢保持装置の完成用部品

《14. 補装具費支給の審査について》

審査を要する補装具については、地域リハビリテーション推進センター（更生相談所）で支給に関する審査を実施しています。

◎審査の対象となる補装具については、以下のとおりです。

審査が必要なもの	審査が不要のもの
義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置、補聴器	視覚障害者用安全杖、眼鏡（矯正・遮光・弱視・コンタクトレンズ）、義眼

※審査が不要なものでも、内容等から判断して審査を実施する場合があります。

《15. 地域リハビリテーション推進センターでの『医学的専門相談』について》

- (1) 内容：身体障がいや補装具（車椅子、姿勢保持装置、装具等）のことで、当センター嘱託医師による医学的専門相談を実施しています。
- (2) 対象：静岡市在住で身体障害者手帳をお持ちの方。
- (3) 実施日：第1月曜日 午後2時～午後3時30分
第2水曜日 午後2時～午後3時30分
第3火曜日 午後2時～午後3時30分 ※全て予約制です
- (4) 実施場所：静岡市地域リハビリテーション推進センター
- (5) 意見書作成：補装具製作を希望の場合、意見書作成を行います。この場合、通常3～5回程度受診していただく必要があります。
- (6) 相談例として、何年も医療機関に受診しておらず、最寄りの医療機関が見つからず主治医もいない等、医療機関にかかれな方等があります。
- (7) 医療機関で意見書が作成可能な場合は、お近くの医療機関を受診してください。

《16. 地域リハビリテーション推進センターでの『補装具相談会』について》

- (1) 内容：円滑な補装具の支給を目的に、当センター職員（リハビリ専門職）が、補装具の申請や選定（デモ機の立会を含む）、使用等での困りごとに対する相談を行います。
- (2) 対象：静岡市内に在住で身体障害者手帳をお持ちの方、医療機関や補装具事業所等の支援者
- (3) 実施日：毎週木曜日 午後1時～午後5時（祝日及び年末年始を除く） 予約制
- (4) 実施場所：静岡市地域リハビリテーション推進センター

《17. 主な補装具の紹介と申請時の注意点》

(1)【 義肢 】

義肢とは、切断等により四肢の一部を欠損した場合に、手足の形態又は機能を復元、代替するため装着・使用するもの。構造等で大きく二つに分けられます。

《障がい要件》 上肢機能障害、下肢機能障害（切断による）

①骨格構造義肢

人間の手足の構造と同様に、義肢の中心にあるパイプ（支柱）などで体重を支え、ウレタン等の外装部品を被せ、外観を整える構造の義肢。破損や劣化した部品を交換しながら長期間使用する事が可能。



②殻構造義肢

義肢の外殻（樹脂・プラスチック等）の硬い殻構造で体重を支え、殻の外装が手足の外観も整える構造の義肢。



(2)【 装 具 】

装具とは、四肢・体幹の機能障がい軽減を目的に使用する補助器具です。治療用と更生用（常用）に分けられ、使用する部位により、上肢、下肢、体幹、靴型装具に分類されます。

《障がい要件》 上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害

①上肢装具

上肢機能の低下により、代用や補助、固定、支持等の矯正等を目的として、上肢に装着し用います。



②下肢装具

下肢機能の低下により、立位の保持や関節の拘縮や変形の予防や矯正、不随意運動の抑制、体重支持及び免荷を目的として下肢に装着し用います。



★注意事項★

下肢機能障害に該当する足に障がいがある場合で、切断の場合は不可となります。

③体幹装具

障がい部位の固定や支持、体幹の変形の防止、矯正を目的として体幹に装着し用います。



④靴型装具

靴型で足部を覆う装具で、内反、外反、病的な変形の矯正や疼痛等の軽減を目的として用います。

★注意事項★

- ・リハビリシューズ等の既成靴は対象外です。
- ・両側支給（左・右）の場合、健側は「採寸料」での加算となります。



⑤足底装具

足部の変形や痛み、O脚、X脚など下肢のアライメント不良等でアライメントの修正や疼痛の軽減のために用います。

★注意事項★

靴型装具の中に入れる場合は、足底装具として支給は出来ません。



《共通事項（義肢・装具）》

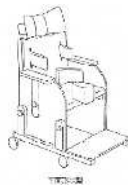
- ①予防、治療、訓練目的の場合は、医療保険の治療用装具となるため、主治医に確認してください。
- ②破損時の予備、屋内用・屋外用として同型式を2個交付することはできません。
（不可の例）屋外用：短下肢装具両側支柱型靴型装具付、屋内用：短下肢装具硬性支柱無し
- ③製作工程の中で、素材の厚さや形状などから、誰が作成しても必然的に発生してしまう高低差の是に対しては、制作要素の中に含まれており、「補高」など別に加算する事はできません。
- ④特に、下肢装具の継手の選定・修理・交換については、主治医と十分に相談の上、数種類の製品を比較話し、選定理由を明確にしてください。
- ⑤高機能・高額な部品や継手を使用する際は、同等・安価等の観点から、他製品との比較検討を行うためデモの様子画像の提出をお願いします。補装具事業者側でも選定理由を明確に記載して下さい。
- ⑥再交付申請の際は、主治医や補装具事業者と相談し、事前に十分な試用や他製品との比較、フィッティングを行ってください。
- ⑦足部や継手等の主要部品、試用やフィッティング時の使用状況については、審査資料として「動画や画像」を提出してください。
- ⑧画像資料については、必ず付属品の内容と「内部構造が確認できる画像」を提出してください。
- ⑨補装具の支給対象は、必ず障がい名が付いていることが前提で、障がい名の無い側（健側）への交付はできません。
- ⑩足底装具の健側（障がい名の無い側）への支給は不可です。
- ⑪靴型装具は患側靴と健側靴は必ずセットでの交付となります。
- ⑫靴型装具の健側靴だけ単独での交付や加算のみの支給は不可です。

(3)【 姿勢保持装置 】

四肢・体幹機能障害のため、姿勢を保持する能力に障害がある場合に用いられます。構造として、身体支持部、構造フレーム、完成用部品を組合せ製作します。支持部（支える面）は、平面形状型、モールド型、シート張り調整型等

体幹の支持性や変形の程度、障がい状況により選定します。

《障がい要件》 四肢（下肢）あるいは体幹機能障害



基本型



モールド型（車椅子の構造フレーム）



モールド型

★注意事項★

- ①構造フレームに「屋外大車輪、（車椅子機能付き）」を使用する場合は、車椅子も1台交付することになります。既に車椅子の交付を受けており2台目となる場合は、職業上又は教育上真に必要なかどうか審査します。
- ②特に、支持部の形状や構造フレームの選定については、主治医と十分に相談の上、数種類の製品を比較検討し、同等性能であれば、より安価なものを選定してください。また、選定理由を意見書等に明確に記載してください。
- ③特に、児童において、学校や家庭等で使用する場合、使用環境や兼用使用が可能な状況であるか等を確認させて頂くことがありますのでご了承ください。
- ④18歳未満の児童の場合は、「座位保持椅子車載用」としては算定できません。
- ⑤姿勢保持装置付属品単体では「採寸・採型」の基本価格は算定できません。
- ⑥携帯用会話補助装置搭載台については、日常生活でコミュニケーション機器を使用している場合は対象。
- ⑦昇降式フレームについては、使用する高さごとに、使い分ける理由（使用環境、高さの明記、使用場面活動内容、その他）が必要です。
- ⑧選定時のデモの様子について動画や画像の提出にご協力ください。

(4)【 座位保持椅子（車載用を含む）】（18歳未満の児童のみ対象）

《障がい要件》 四肢（下肢）あるいは体幹機能障害

体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有する椅子。（車載用のものを含む）長時間の姿勢保持を目的とする姿勢保持装置とは異なり、通院や通学など車で移動する際に必要・最低限な機能が対象となります。



座位保持椅子

★注意事項★

- ①車載用座位保持椅子（カーシート）については、18歳未満の児童のみ対象
- ②積算価格（国の基準より：車載用として）
基本価格（26,100 円）＋車載用加算（43,800 円）＋頭部保持加算（7,550 円）＝合計 77,450 円
- ③座面の軟性内張り加算については、主材料を木材で製作したものに對した加算。スポンジやウレタン等を主材料とした既製品（キャロット、カーシート、その他）は対象外。
- ④児童については、通常「姿勢保持装置」としては申請できません。
- ⑤18歳以上の障がい者については「姿勢保持装置」として取り扱います。
- ⑥実際の使用場所と使用方法について確認させていただくことがありますのでご協力ください。
- ⑦基本価格の中には、背面や座面など支持面の成形加工、シートベルトやパッド、車座席へ適合させるための座位保持椅子底面の成形加工についても含まれます。
- ⑧選定時のデモの様子について動画や画像の提出にご協力ください。

(5)【 車椅子 】

《障がい要件》

- ① 下肢機能障害あるいは体幹機能障害が原則3級以上で歩行不能又は著しく困難な者
- ② 平衡機能障害のため、車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者
- ③ 内部障害（呼吸器機能障害・心臓機能障害に限る）のため、車椅子によらなければ移動が困難と認められる者のうち専門医（内部・肢体両方）の意見書（別々でも連名でも良い）が提出された者

《種類》

① モジュラー式

体型に合わせて、既に設計された既存の部品を組み合わせ、製作される。製品によっては各部が調整可能なものもある。

② 既製品（レディメイド）

メーカーにより標準化され、規定のサイズが決まっているもので、各部の調整ができない。

③ オーダーメイド

モジュラー式や既成品では対応できず、障がい状況や体型、生活環境等により個人の身体状況に合わせ、個別に製作するものです。

④ 自走用

自分で駆動や操作して使用する車椅子。



⑤ 介助用

自分では駆動せず、介助者が操作することで移動する車椅子。

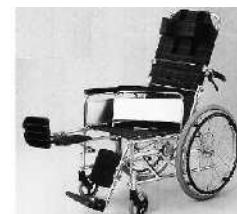
⑥ 片手駆動型

操作用ハンドリムが片側で二重（左・右の車輪用）に装着しており、直進・後退、右・左折の操作が片手で操作可能なタイプです。



⑦ リクライニング式

背もたれ（バックサポート）の角度を変える事ができ、主に起立性低血圧の防止および長時間の座位保持が困難な方が使用します。



⑧ ティルト式

座面とバックサポート角度を維持した状態で、後方へ角度を倒せる調整ができます。身体状況から通常の座位が困難で、姿勢が崩れ易く、姿勢変換も困難な方が使用します。



⑨ バギー型車椅子（主に児童や一部の成人）

★注意事項★

- ① 学校用、家用と2台申請の場合、使用環境や搬送状況、1個で兼用使用できないのか、理由や使用場所、使用方法等を詳細に意見書にご記載ください。

- ②既製品の車椅子（バギーを含む）には、リクライニング機能や、張り調整式バックサポート、パッド等が標準装備されておりますが、本人の障がい状況では必要性が認められない場合は加算ができません。
（例）「座位は自力でとれる」、「移乗は自立」、「一部歩行可能（体幹機能が良い）」の方に、延長バックサポートや張り調整、リクライニング機能、パッド等は認められません。
- ③標準装備された付属品がすべて支給対象になるわけではありません。
- ④「軽いから」「折りたたみ易い」等の単純な理由では支給対象となりません。
- ⑤障害状況や身体状況で必要性が認められるものが支給対象となります。

《共通事項（車椅子）》

- ①介護保険対象者の場合は原則給付不可。
介護保険貸与品が身体状況により使用困難な場合等で、オーダーメイドで作成する必要がある場合は、調査のうえ交付を判断します。
- ②入院中は原則として交付は不可。退院の予定が決定し、社会復帰のため車椅子に適応が必要な場合は要検討
- ③介護保険該当施設入所者への交付は不可です（施設側で用意）。身体状況により施設の車椅子が体に合わない等の理由で、オーダーメイドが必要な場合、実地調査を行い検討します。
- ④2個交付について
屋内用と屋外用の理由では不可。自宅用と学校・職場・通所施設用等で、「移送手段がない」、「持ち運びが困難」「使用環境での車いす形状の違い」等、理由が必要。再交付の際もその時点における必要性を確認します。
- ⑤意見書に使用場所や使用方法等の詳細を明確にご記載ください。
- ⑥姿勢保持装置の付属品（パッド、他）を使用する場合は、採寸・採型の基本価格は算定できません。
- ⑦6輪構造については、「職場や家屋内で狭隘（狭い）な場所」を想定しており、病院や施設内使用時の支給については認めておりません。
- ⑧ブレーキの選定や複数の追加について
ブレーキ、フットブレーキ、キャリパーブレーキ、電磁ブレーキの個数の選定・追加については、必要性について十分に検討を行い、意見書に理由を記載してください。
自走用車椅子へ介助ブレーキを追加する場合、必要性等を意見書に記載してください。
- ⑨選定時のデモの様子について動画や画像の提出にご協力ください。

（6）【電動車椅子】

車椅子操作での走行や、長距離の自力走行が困難な場合に、車椅子に電動走行用ユニットを装着して、コントロール装置により操作し、自力走行が可能となる車椅子。

《障がい要件》

（普通型電動車椅子）

- ①三肢以上の障がいがあり、電動車椅子でなければ歩行機能を代替できない方
（例：左上肢3級+両下肢2級、四肢1級等）
- ②下肢に重度の障がい・麻痺があり、電動車椅子でなければ歩行機能を代替できない方
（手動車椅子の使用困難、歩行器・下肢装具の使用できない及び下肢機能障害2級以上の方）
※下肢機能障害2級だけでは交付できません。
- ③呼吸器機能障害、心臓機能障害等で、歩行による移動に著しい制限を受ける方

（簡易型電動車椅子）



普通型車椅子が操作可能な者で、上肢機能が十分でないため、坂道、悪路、長距離移動において電動の補助が必要な方。

★注意事項★

- ①電動車椅子（普通型、簡易型共に）の初回支給は、4.5km仕様のみとなります。
- ②リチウムイオンバッテリーが標準仕様となっています。ニッケル水素バッテリーを選択するには、特段の理由（寒冷地や現在使用している車椅子に適合しない等）が必要です。
- ③電動ユニットで AC サーボモーターや感度調整式ジョイスティック等、その他の駆動関係の部品の選択については、選定理由の記載や使用状況の確認が必要となります。

《共通事項（電動車椅子）》

- ①新規交付については、操作性審査を実施します。事前にデモ機等で練習を行ってください。
- ②試用やフィッティング時の使用状況について動画や画像を提出して頂く場合があります。操作性審査において、補装具事業者にてデモの準備をお願いすることがあります。
- ③選定時のデモの様子について動画や画像の提出にご協力ください。

《車椅子付属品（クッション、張り調整機能、シートベルト）》

【クッションの選定について】

クッション選定を行う際には、必ず、意見書に「感覚障害の有・無」、「褥瘡リスクの有・無」、「皮膚や骨突出の状態」「除圧動作」を意見書へご記載ください。全て「問題ない」の場合は通常のクッションが支給対象となります。

【クッション種類】

ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造、ゲルとウレタンフォームの複合型、空気構造やフローテーションパッド等があります。使用される方は、殿部に感覚障害や皮膚が弱い又は殿部の組織が薄く、自力での除圧が難しい方が使用します。

【クッション種別の対象者】

(A) クッション・ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの、ゲルとウレタンフォームの組合せの対象者

- ②：軽・中度の知覚障がいがある方
- ②：皮膚が弱い、又は殿部の組織が薄いため必要とする方
- ③：上肢や体幹の障がいのため自力での除圧が難しい方

(B) 特殊な空気構造のもの・フローテーションパッドの対象者

- ①重度の感覚障がい等があり、褥瘡のできる可能性が極めて高い場合又は現に褥瘡ができています方
- ※上記の(A)や(B)の基準に当てはまらない場合、通常のクッションとなります。

【張り調整機能について】

体幹の筋力低下や脊柱側弯や円背（後弯）等により、一枚ものの背当てシートでは姿勢が崩れ、座位の安定性が確保できない方。通常、背や座クッションとの併用はできません。

(7) 【 歩行器 】

下肢の筋力低下や歩行が不安定な方が、上肢等で下肢の機能を補い、移動するための補装具です。身体を囲む構造となっており、車輪のあるタイプや固定タイプ等があります。

《障がい要件》 下肢あるいは体幹機能障害

★注意事項★

- ①訓練目的又はその要素が大きい場合は支給できません。
- ②日常生活の中での使用目的や使用状況、頻度、安全性等の確認を行い、支給について判断します。

歩行器の操作時に、指示の理解や周囲の状況判断、危険回避が的確にできない場合や、日常生活場面で、自力で安全に操作ができない場合や、訓練用としては対象となりません。

③介護保険対象者は原則、介護保険での貸与が優先となります。

④シルバーカーは対象外です。

⑤選定時のデモの様子について動画や画像の提出にご協力ください。



(8) 【 補聴器 】

難聴等による聴力の低下を改善するため、音を拡大して聞こえを改善する補装具です。

《障がい要件》 聴覚障害

- ・聴覚障害 2、3級 ⇒ 重 度 難聴用補聴器
- ・聴覚障害 4、6級 ⇒ 高 度 難聴用補聴器

《種類》

①ポケット型

本体が小型ラジオのような集音器で、操作しやすく本体を聞きたい音に近づける事ができる。



②耳かけ型

耳にかけて使用するタイプです。
操作が簡単で扱いやすいのが特長。



③耳あな型

耳あなに収まるタイプ。耳の穴に入れて使用するため、耳介の欠損・変形により、他の耳かけ形の装用に問題がある方やヘルメット等を常用する方が使用します。



④ワイヤレス補聴システム

送信機から受信機へ、直接音声を送信するシステムです。

職業上、教育上、社会活動上等の主要な生活の場で、ワイヤレス補聴システムが必要な場合。

★注意事項★

(耳あな型)

①外耳や耳介の欠損や変形により他の補聴器が使えない場合や、職業上等で真に必要な方

②例) 仕事でヘルメットを着用する等、申請理由が必要です。

(ワイヤレス補聴システム)

①使用環境等でワイヤレス補聴システムが必要な理由

学校等での環境や使用状況支援者側の受入れ等を調査したうえで総合的に判断します。

②高度難聴者については、基準外となるため、別に特例補装具の意見書が必要です。

(※重度難聴者については基準内となります)

《共通事項(補聴器)》

①原則交付は片耳のみ。ただし、職業上又は学校教育上、真に必要である等の申請理由が必要です。

②児童において、両耳装用が支給されていた場合であっても18歳以降は、職業上や教育上での必要性を含めた、再審査を行います。職業上、教育上の必要性が認められない場合は両耳装用の支給の対象外になる場合があります。

③人工内耳用音声信号処理装置の修理については、国の補装具費支給事務取扱要領に規定されている「確認票」に必要事項を記載してください。

④人工内耳用ワイヤレス補聴システムは、特例補装具となるため「特例補装具支給に関する理由書」が必要です。

(9)【眼鏡】

《障がい要件》 視力障害

①近視、遠視、乱視等の屈折異常を矯正する必要がある方に限ります。視野障害のみは対象外です。

②遠用と近用を申請される場合、意見書・見積書・申請書類はそれぞれ必要となります。

③「遠近両用眼鏡」は基準外で特例補装具の申請となります。

【矯正眼鏡】

近視・遠視・乱視などの屈折異常の場合、適切なレンズを用いて外界の像を正しく網膜に映す補装具です。

《障がい要件》 視覚障害

①羞明を来している場合や羞明軽減に遮光眼鏡以外の方法がない場合が対象です。

②室内用と室外用を申請される場合、意見書・見積書・申請書類はそれぞれ必要となります。

【遮光眼鏡】

着色したレンズを用いる事で、光に対する羞明(眩しさ)を軽減し、コントラスト効果を高め、視力を補う補装具です。



(10)【重度障害者用意思伝達措置】

ソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンターで構成されたもので、操作に必要なスイッチ類が接続されており、わずかな身体動作で自分の意思を伝えるための機器で、言葉でのコミュニケーションができない方が使用します。

《障がい要件》

①両上・下肢肢機能障害Ⅰ級・Ⅱ級

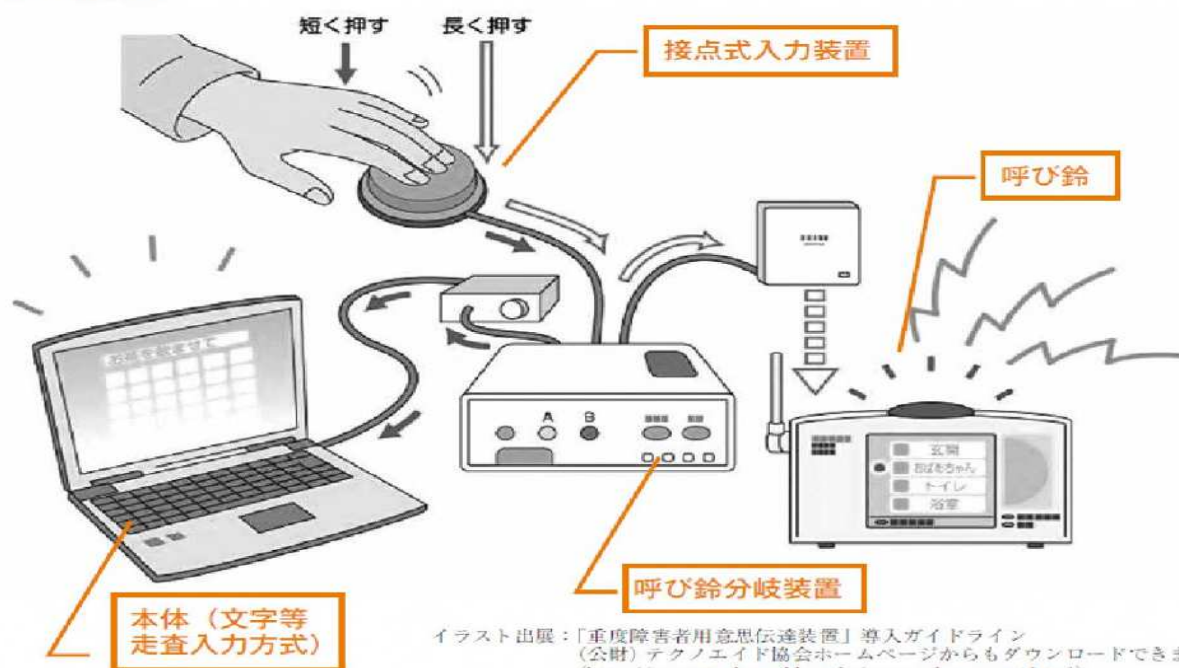
②音声・言語機能障害Ⅲ級

①及び②の障がい全てに該当する重度の障がいがあり、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。※進行性の難病で①及び②に該当しない場合はご相談ください。

★注意事項★

- ・判定前に申請者の機器について、実地での「操作性審査」を実施します。事前にデモ機等で練習を行ってください。
- ・スイッチの選定については、身体状況に合わせ、接点式、筋電式、帯電式、呼気式、を中心に選定してください。
- ・視線入力式についてはこれらの入力方法で対応が困難な場合に選定してください。
- ・重度障害者用意思伝達措置本体への「6%加算」はできません。また、本体価格はプリンター等の印刷機器を含めた金額となります。
- ・プリンターを必要としない場合は、本体価格から 15,000 円を減じた金額となります。

装置の構成例



補装具写真及びイラスト：
補装具費支給事務ガイドブック
（公財）テクノエイド協会より

《18. 補装具共通の注意事項（重要）》

※特に、補装具事業者や医療機関の皆様は、以下の注意事項について、十分に内容を確認し、書類作成や申請を行ってください。

【 補装具制度の基本事項・原則 】

(1) 身体障害者手帳・等級と支給可能な補装具について

- ①補装具の支給要件は、身体障害者手帳の交付を受けた方で、認定された障がい部位や程度（等級）に対し、該当する補装具の種目・種類が決まっています。
- ②障害等級と合致しない種目・種類の補装具は支給対象となりませんので、希望する補装具の種目・種類が、手帳の種類・等級に該当しない場合、新たに手帳の障害種目の取得や等級変更などの申請を行ってください。
(例) 右下肢機能障害(右片麻痺) ⇒ 右足の短下肢装具を作成
左下肢機能障害(左下腿切断) ⇒ 左下肢の義足を作成
聴覚障害4級、6級 ⇒ 高度難聴用補聴器
- ③補装具の支給対象は、必ず障がい名が付いていることが前提です。障がい名の無い側(健側)への交付はできません。
(例) 右下肢機能障害であるが、左下肢の足底装具や短下肢装具を申請 ⇒ 不可

(2) 耐用年数について

- ①耐用年数は、通常の状態で使用した場合、修理不能となるまでの予想年数を目安としているため、使用状況によって変わります。原則として、耐用年数が経過する前は修理で対応となります。また、耐用年数を超えた場合も修理可能な場合は修理で対応してください。
- ②児童用補装具の耐用年数について
耐用年数前でも成長期等で使用不可能になる場合があるため、耐用年数前での再交付を希望する場合は、継続的な使用や修理が不可能な理由を詳細に確認し判断していきます。

(3) 職業上や学校教育での2個申請について

- ①使用状況や使用環境、頻度、その他調査等で詳細を確認して支給の可否を判断します。
- ②児童では、学校や施設、自宅等での使用状況や兼用使用の可能性等を確認し、兼用使用できる場合は1個となります。
(※車椅子や座位保持装置を送迎車に搭載可能な場合は、2個支給の対象外です。)
- ③職業上必要な場合は、自宅と職場の活動内容、使用状況や環境状況を確認し、兼用使用できる場合は1個となります。
- ④学校、職場、施設で環境調整等の合理的配慮により兼用使用が可能な場合は、1個となります。

(4) 再交付について

- ①再交付申請で、前回交付時と使用環境が異なる場合は、現状に応じた支給となります。
(例) 以前と就労や就学状況が変わった等
- ②再交付申請の際は、主治医や補装具事業者と相談し、事前に十分な試用や他製品との比較を行ってください。

(5) 修理・再交付で前回申請時の内容から追加・変更のある場合

- ① 追加・変更が必要な理由、身体状況、障害状況、ADLの変化がわかるように記載してください。
- ② 破損箇所や現状確認ができる「写真等の画像資料」の添付を行ってください。

(6) 補装具交付後の修理対応について

補装具交付後の破損や不適合、調整、小部品の交換、軽微な修理については、国の規定により、一定期間は、補装具事業者の責任で対応することになっています。

- ① 新規・再交付の場合：交付から9カ月以内
- ② 修理交付の場合：交付から3カ月以内
(※ただし、災害や本人の過失、目的外使用や取扱不良により生じた破損、障害状況の大幅な変化による不適合は除く)

(7) 補装具費支給決定後の部品の変更について

補装具費支給決定後の部品の変更(追加や変更)については、認めておりません。このため、部品を変更する場合、再度申請し直していただく必要がありますので、ご注意ください。

(8) 「同等・安価」の原則

国の補装具費支給制度では「同様・類似の機能であれば、より安価な方を選択する」、「同等・安価」という原則が基本になっています。したがって、補装具申請の際には、この基本原則に基づき、部品・製品選定や提案を行ってください。

高額な製品や部品を選定された場合、同等性能でより安価なもので対応が可能か確認する場合があります。

【 補装具の製作・立案時の注意点について 】

(9) 補装具費支給事務取扱要領など国からの資料の確認

補装具の製成・立案、補装具事業者から提案を行う際には、国から通知されている、「補装具費事務取扱要領」に記載されている、各補装具の仕様や、機能、対象者の例について内容を十分に確認し「真に必要で最小限の機能と部品」のみを選定してください。

(10) 補装具製作、立案時の注意

補装具の申請後や審査の段階、支給直後や給付決定後、間もなく、部品の追加・削除や修理(修正)等を申請する案件が多くなっています。

このような場合、状況調査や再申請等の手続きで、申請者への補装具費支給決定(再決定を含む)で非常に時間を要することになります。

このため、補装具製作の立案、医師や申請者への製品提示段階で、申請者の身体状況の変化が予測される場合(手術や装具の製作予定等)、それらを見据えて補装具製作を実施してください。

(11) 補装具の設計図や選定理由について

- ① 補装具製作・立案、選定の際に、身体機能や障がい状況から勘案して「選定理由が曖昧」なことに加え「不必要で過剰な機能まで付加し、申請を促すケース」が増えています。

このため、選定の際には「真に必要で最小原な機能と部品」のみ選定するよう、ご注意ください。

- ②採寸や採型、特例補装具や特殊な形状や形態で製作を検討している場合、必ず完成品の詳細がわかる、設計図の添付をお願いします。

(12) 補装具費支給基準の独自の解釈・判断による申請について

特例補装具や静岡市の基準とは異なる「他都市の基準」で製作を検討している場合や、補装具事業者独自の基準解釈で申請者や医師等へ説明を行い、審査で「不可」になるケースが多く見られます。このような場合、申請内容の修正や取下げ等で支給決定まで非常に時間を要し、申請者への不利益に繋がります。

このため、補装具事業者が申請者や医師に補装具の製品、部品、製作方法を提示する際の支給基準の解釈については、**事前に当市へ確認する等**、十分に注意して、適切に対応してください。

(例) 義肢・装具、座位保持椅子車載用、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器等

(13) 補装具の借受け制度の活用について

平成30年4月から、補装具の効果的・効率的な支給を行うことを目的に、補装具の借受け制度が施行されました。

- ①特に、高機能で高額な補装具、成長期にある児童の補装具については、試用や比較も可能であるため積極的に借受け制度の利用を行ってください。
- ②また、市の審査の結果、「支給」より「借受け」が適当であると判断する場合があります。その際は、補装具事業者は、真摯に、速やか、かつ適切に対応してください。

(対象) 義肢・装具・座位保持装置の完成用部品、重度障害者用意思伝達装置、歩行器、座位保持椅子(車載用を含む)

【 意見書作成等について 】

(14) 医師意見書と見積書について

- ①医師記載の「意見書」と補装具事業者作成の「見積書」について内容確認と照合を行います。
- ②意見書には、原因となった疾病・外傷名・発生年月日、現在の身体状況、障がい状況、活動状況、補装具の使用状況などの詳細を、必ずご記載ください。(記載例参照)
- ③書類内容に不備や加筆(追加記載)・修正事項がある場合、修正・補正を依頼することになり、時間を要することがあります。
- ④意見書には、必要な部品名、選定理由等を、全てご記載ください。見積書は、意見書に従い正確に作成してください。
- ⑤市は、申請者の同意を得たうえで、意見書内容の不備や、詳細の確認、選定理由、画像や動画の追加提出等で、医療機関や補装具事業者へ問合せを行う場合がありますが、その際、医療機関や補装具事業者は、真摯に、速やか、かつ適切に対応してください。

(15) 身体障害者手帳を交付されていない難病患者等の補装具支給について

- ①補装具費支給に関する意見書のほか、主治医等の記載した補装具費支給に関する意見書(特殊な疾病用)の添付が必要となります。
- ②記載を行う医師については、現疾患の治療を行っている主治医にご相談ください。
- ③難病疾患を理由に、全種類の補装具が、無条件で支給対象とはなりません。
- ④難病疾患が原因で、補装具を必要とする「障害等級と同等レベルの身体状況・障がい状況」になっていることが前提となります。

（記載例）身体障害手帳 下肢機能障害Ⅰ級に相当するレベルである。

⑤他の制度や、治療用装具で対応できるかについても検討してください。

（16）一部、特例補装具の取扱い変更について

これまで、バギー型車椅子や既製品の姿勢保持装置等は特例補装具として扱っていましたが、令和5年11月1日から、国の基準に基づいて積算されたものについては、基準内補装具として取扱います。

基準内補装具の取扱いに変更になることに伴い、「特例補装具支給に関する理由書」は不要となりますので、今後は、当該種目の「意見書」、「国の基準に基づいて積算された見積書」、「製品カタログ（製品の詳細や価格明記）」、「デモ時の画像・動画」、「現在使用している補装具の画像」の提出が必要となります。

なお、国の基準に当てはまらない「部品」については、これまで同様、特例補装具（特例補装具支給に関する理由書が必要）となります。（対象補装具：車椅子のバギー型、既製品の姿勢保持装置、基準額内で積算された座位保持椅子車載用・歩行器等）

（17）意見書チェックリスト活用について

医師意見書の記載漏れや見積書との不一致等の不備を防止するため、医師意見書用チェックリストを作成しました。意見書を作成する際に活用してください。

【機種選定や部品選定について】

（18）既製品や完成品の選定について

①完成品（既製品を含む）や高機能な部品を選定される方で、支給後間もなく、不具合・不適合で相談を受けるケースが増えています。

このため、補装具事業者から製品や部品の選定や助言を行う際、必ず「デモ」や「試用」を含め、数種類の製品を提示や比較検討していただき、主治医と十分に相談の上、選定理由を明確にしてください。

（例）義足（継手・足部）、装具、車椅子、歩行器、姿勢保持装置、座位保持椅子車載用、補聴器等

②特に既製品・完成品を申請される場合、審査により「真に必要な機能」のみが、支給対象となりますので、機種や機能の選定、申請者への提案には、十分にご注意ください。

③既製品や完成品については、必ず、メーカー発行のパンフレット（価格表示あり）を添付してください。

（19）メーカー製造の既製品や完成品の選定・改造・部品取りについて

①車椅子の完成品（バギー等）や座位保持椅子車載用等の補装具で、

「構造フレームや一部部品のみ使用し支持部は改造して使用したい」

「構造フレームとして姿勢保持装置と組合せたい」

「メーカーオプションを超えたフレームの延長（改造）」

「座位保持椅子車載用の既製品でパーツを部分的に使用し、他の部分は作成したい」

等の申請が見られますが、静岡市ではこのような取扱いは認めておりません。

②既製品の「大がかりな改造」や「部品取り」、「目的外使用」は、フレームや接続部の強度不足、基本設計上の重心の変化、その他様々な性能低下が予測され、安全性が確保できなくなる恐れがあり、万が一、事故が発生した場合、事故原因（瑕疵）が不明確となります。

③このような場合「製造元メーカーが推奨した使用方法」とも異なるため、申請者が製造物責任法（PL法）に定められた補償が受けられなくなります。

④以上より、車椅子、座位保持椅子、姿勢保持装置、その他構造フレーム、その他補装具の根幹に係るパーツについては、製造メーカー等が定める取扱いでお願いします。

- ⑤特例補装具は「完成品」それ自体が「特例扱い」であるため、更に加えて改造や一部をパーツ化して利用する（部品取り）等での申請は認められません。

【 補装具見積り作成、積算方法について 】

(20) 見積書の代表者印について

令和6年8月受付分から補装具申請に係る見積書の代表者印を不要としました。また、代表者印が押されている見積書も引き続き有効となります。

(21) 採寸、採型の基本価格を計上する際の注意

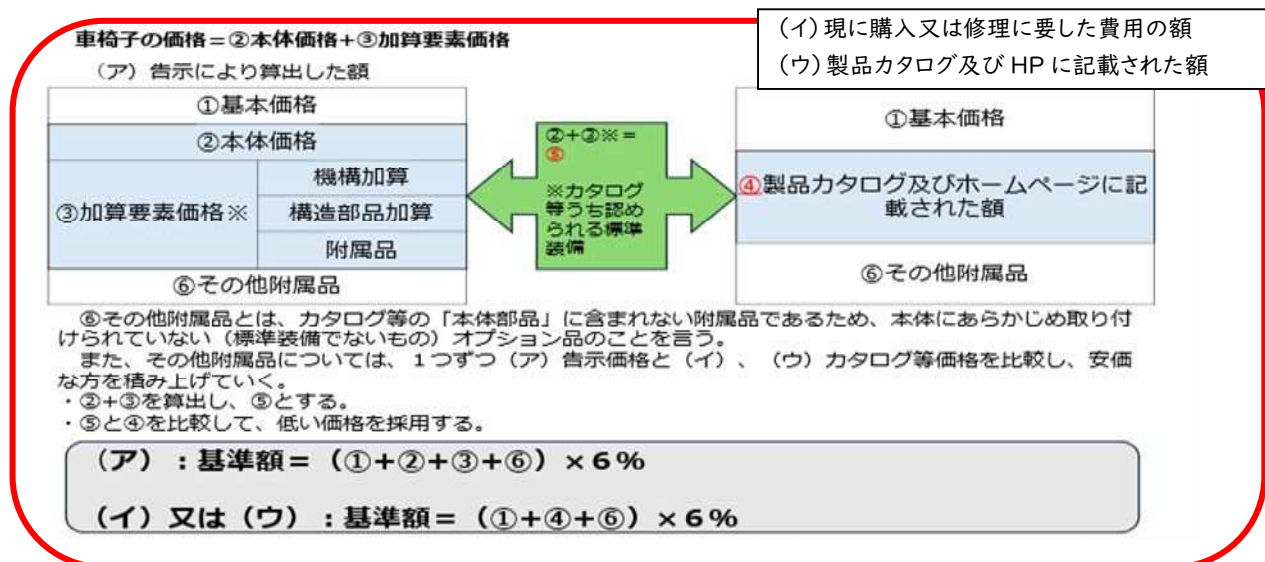
国の基準では、補装具を製作する際に、基本価格の採寸や採型を計上する場合、**詳細な設計に基づいて製作することになっているため、寸法や形状、仕様の詳細を記載した「設計図」を、必ず提出してください。**

(22) 特例補装具や既製品の積算方法について（見積り作成）

- ①特例補装具や、既製品を選定される場合、積算方法は厚生労働省の「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定に関する基準」通知から、必要な機能や部品のみを選定し、積み上げ価格で算定してください。
- ②上記の基準に当てはまらない「部品」については、特例補装具とし意見書と基準外の価格（販売価格：算定根拠資料も添付）を明記し算定してください。
- ③厚労省基準の積み上げ価格に基準外部品の価格（販売価格）を加え、1枚の見積書で作成してください。
- ④算定根拠の曖昧な製品や部品については、材料費、人件費、作成時間等を明示した「算定根拠となる資料」を提出してください。
- ⑤既製品については、カタログ資料を添付してください。
- ⑥基準額の積み上げ額は、カタログ価格（小売り価格）を超えないものとします。
- ⑦最終的に審査を含め庁内での総合的な判断により、「真に必要な機能（部品）、金額」のみが認められます。

(23) レディメイド（既製品）・モジュラー製品等の積算方法の考え方（例）

レディメイド式及びモジュラー式については、「本体価格+加算要素価格の合計」と「製品価格（カタログやホームページに掲載されている額）」を比較して低い金額を適用すること。



【 審査、資料提出、実地調査、その他の対応について 】

(24) 補装具の状態を証明する画像や動画資料の提出と実地調査の協力

- ①補装具の修理、再交付、完成時には、破損や劣化箇所や完成状況（内部構造を含む）が確認でき、証明となる「画像資料」を提出してください。（市の規定用紙使用）
- ②補装具支給審査の際に、疑義や確認の必要性が生じた案件については、申請者の同意を得て、医療機関や補装具事業者へ実地調査や追加資料（デモやフィッティング時の画像や動画を含む）の提供を依頼することがあります。
その際は、真摯に、速やか、かつ適切に、資料提出と調査の対応を行ってください。（デモ機の用意を含める）
- ③注意：対応いただけない場合、審査や支給決定が行えないことになり、申請者の不利益に繋がりますのでご注意ください。

(25) 補装具事業者や医療機関等に対する質問、検査、指導等について

- ①補装具事業者については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条」に基づく、報告や文書の提出、質問、検査、注意、指導を行うことがあります。
また、意見書作成医療機関についても、報告や文書提出の依頼や質問をすることがあります。その際には、申請者に不利益が生じないように、真摯に、速やか、かつ適切に対応してください。
- ②補装具全般の審査や判定に際し、実地調査への協力や画像資料の提供（動画も含む）
- ③義肢・装具のデモ、重度障害者用意思伝達装置及び電動車椅子の操作性審査（補装具事業者から申請者や支援・介護者側への補装具の取扱い説明や理解・支援を含め）への協力
- ④上記の場合は、必ず、補装具事業者側でデモ機の用意、立会い、追加資料の提出について、真摯に、速やか、かつ適切に対応してください。
※補装具事業者については、度重なる注意や指導、業務改善勧告等において、改善が見られない場合、静岡市補装具費代理受領事業者登録の指定取消などの対応もありますので、十分にご注意ください。

(26) 補装具業者用チェックリストについて

円滑な補装具支給決定のため、補装具事業者が提出する見積書等の不備を減少させる取り組みとして、補装具事業者用チェックリストを作成、運用を開始しています。補装具事業者の皆様は、チェックリストの活用と提出にご協力ください。

(27) 補装具事業者登録内容の変更、メールアドレスの登録について

- ①登録事業者の皆様は、会社の名称や住所、取り扱い補装具、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかに補装具事業者登録変更届出書を障害者支援推進課に提出してください。
- ②市の補装具情報はメール配信をしておりますので、登録事業者の皆様は市のホームページからメールアドレスの登録行ってください。また、メールアドレス変更の際にも、再登録をお願いします。
LoGo フォーム上で提出してください。
・静岡市トップ > くらし > 福祉・介護 > 障がい者福祉 > 各種サービス・利用申請 > 補装具・日常生活用具 > 用具関係 > 6.メールアドレス登録フォーム 下記の QR コードからも登録可能です。



(28) その他 注意事項

平成31年に健康保険の治療用装具療養費で、補装具事業者による大規模な不正請求事案が発生しており、これを受けて厚生労働省から、注意喚起を含め、装具の支給手続きにおいての不正防止等の支給手続きに関する通知が出されております。

従って、補装具費支給制度において、補装具事業者や医療機関の皆様は、補装具制度や、本ガイドを含め注意事項等の内容を十分に理解し、基準やルールの遵守、真摯に、速やか、かつ適切な対応を行うよう心掛けてください。

《19. 意見書の一部記載例》

記載例

様式第1号その2の2（第3条関係）

（表面）

補装具費支給に関する意見書（骨格構造義足用）

※太枠欄は記入しないでください。

審 査 欄	
審 査 結 果	1 適当 2 不適当 3 要確認 【審査結果が2～3の場合は、その理由・内容等】
審 査 医 師	
審 査 年 月 日	年 月 日

※下記の表面・裏面の□や枠欄は必ず御記入ください。

氏 名	静岡太郎	生年 月 日	○年 ○月 ○日
住 所	静岡市○区・・・		○歳
手 帳 障 害 名	切断 右下腿1／2以上	手帳障害等級	○級
原因となった疾病・外傷	☐ 交通 ☐ 労災 ☐ 疾病 ☐ 先天性 ☐ その他 ☐ 戦傷 ☐ 戦災 (具体名：糖尿病による壊疽) ☐ 自然災害		
疾 病 ・ 外 傷 発 生 年 月 日	○ 年 ○ 月 ごろ		
切 断 ・ 離 断 ・ 欠 損 部 位	右 (☐ 片側骨盤 ☐ 股 ☐ 大腿 ☐ 膝 ☒ 下腿 ☐ 足関節 ☐ サーム ☐ ショパール ☐ リスフラン ☐ 中足骨 ☐ 足指) 左 (☐ 片側骨盤 ☐ 股 ☐ 大腿 ☐ 膝 ☐ 下腿 ☐ 足関節 ☐ サーム ☐ ショパール ☐ リスフラン ☐ 中足骨 ☐ 足指)		
切 断 施 術	○ 年 ○ 月 ごろ		
現 在 の 障 害 部 位 の 状 況	【障害部位の状況、FIMやBI等ADL機能評価を行っている場合は、それらの情報も御記入ください。】 糖尿病性壊死により、平成○○年○月に右下腿部切断。術後は切断端の創部は安定してきており、現在は、右膝関節の可動域や筋力はMMTで4レベルと問題ないレベル。仮義足を装着して、歩行を中心としたADLやセルフケアは可能だが、仕事など応用的な場面で支障が出ている。		
使 用 装 具 補 装 具 の 状 況	使用中補装具（あり・なし）【使用中の場合はその具体的状況を御記入ください。】 現在、仮義足（訓練用）で屋内や、屋外、仕事（営業で外勤が多く）など、日中の活動量・歩行距離も多い。また、断端は瘦せてきており2cm程度断端周径の減少も見られている。特に、営業など長距離歩行時に断端に痛みも出るため、本人の現状に合わせた更生用義足の作成が必要な状態である。		

現在の身体・障がい状況、ADL 状況、使用中の補装具（仮義足を含む）の状況や不具合についても記載してください。

裏面に続く

(裏面)

製 作 区 分	■新規 □再製作 □修理 □借受け		
製 作 部 位	■右 □左 □両側		
名 称	採型区分	形式	加算
	☐ 股義足 B-1 ☐ 大腿義足 B-2 ☐ 膝義足 B-3 ☒ 下腿義足 B-4 ☐ サイム義足 B-5	☐ 差込式 ☐ ライナー式 ☐ 吸着式 ■PTB式 ☐ PTS式 ☐ KBM式 ☐ TSB式 ☐ 有窓式 ☐ その他 ()	☐ 片側骨盤切断用 ☐ 短断端切断用 ☐ 座骨収納ソケット ☐ チェックソケット (☐ シリコン又はライナー ☐ 透明ソケット) ☐ ダイレクトソケットシステム
製 作 要 素	☒ チェックソケット (選定理由 断端の状態や痛みに合わせて調整が必要なため) ☐ その他 ()		
完 成 用 部 品 名 を 記 載 し て く だ さ い	ソ ケ ッ ト	☒ 熱硬化性樹脂 ☐ 熱可塑性樹脂 ☐ 木 製 ☐ 皮 革 ☐ 二重式 ☐ エアクッション ☐ カーボンストッキネット ☐ その他 ()	
	ソ フ ト イ ン サ ー ト	☐ 皮 革 ☐ 軟性発泡樹脂 ☐ 皮革・軟性発泡樹脂 ☐ 皮革・フェルト ☐ シリコン ☐ その他 ()	
	支 持 部	☐ 股義足用 ☐ 大腿義足用 ☐ 膝義足用 ■下腿義足用 (サイム義足を含む) ☐ その他 ()	
	義 足 懸 垂 用 部 品	☐ 股義足用 ☐ 大腿義足用 ☐ 膝義足用 ☐ 下腿義足用 ☐ サイム義足用 ()	
	外 装	☐ 股義足用 ☐ 大腿義足用 ☐ 膝義足用 ■下腿義足用 ☐ その他 ()	
	断 端 袋	☐ 大腿用 ■下腿用	
	股 継 手	☐ カナダ式 ☐ ロック式 品名 ()	
	膝 継 手	☐ 単軸膝 (☐ 遊動式 ☐ ロック式) ☐ 多軸膝 (☐ 遊動式 ☐ ロック式) ☐ 安全膝 ☐ 空圧 ☐ コンピューター制御 ☐ スプリング 品名 ()	
	足 継 手	☐ 固定式 (SACH足用) ☐ 遊動式 (☐ 単軸足用 ☐ 多軸足用) 使用部品 ()	
	義 足 調 整 部 品	☐ ブロック ☐ コネクタ ■チューブ ■クランプアダプタ ☐ ターンテーブル ☐ トルクアップスーパー ☐ ショックアップスーパー ☐ 伸展屈曲装置 使用部品 (A 社 4R56、A 社 7R89)	
足 部	☒ SACH足部 ☐ 単軸足部 ☐ 多軸足部 ☐ サイム用足 使用部品 (A 社 1B23)		
足 部 調 整 用 部 品	☐ バンパー ☐ ボルト 品名 ()		
外 装 用 部 品	☐ 保護カバー ☐ コネクションプレート 使用部品 ■フォームカバー (☐ 股・大腿用 ■下腿用) A 社 2R34 ■ストッキネット (☐ 股・大腿用 ■下腿用) A 社 97R12 ☐ リアルソックス (☐ 股・大腿用 ☐ 下腿用)		
そ の 他	☐ 吸着バルブ ☐ 懸垂ベルト (☐ 股・大腿用 ■下腿用) ☐ KBMウエッジ ☐ バッテリーキット ■ライナーロックアダプタ ■ライナー (ピンアタッチメント ☐ あり・なし) その他の部品 (☐ フットカバー ☐ スペクトラソックス ☐ その他) 使用部品 (A 社 1Y23、A 社 3Y44、B 社 3D45)		
製作 (購入)、修理、借 受 け に 当 た っ て の 選 定 理 由、留 意 点	【型式、採型・採寸区分、製作要素、完成用部品等の指定及び選定理由、他部品と比較した状況、借受期間など留意すべき事項を御記入ください。】 特に、足部はB社3Z23と比較検証し、A社1B23を試用した結果、衝撃吸収性が高く不整地歩行に優れているため、様々な路面状況での補高が可能となり、ADLが向上する。		
使 用 効 果 見 込	【処方補装具を装着することで可能となる動作等を具体的に御記入ください。】 本装具の装用により、申請者のADL状況から業務等 (営業) で日中の歩行距離が長くなり、様々な営業先での路面状況に応じ対応できることから、歩行時の疲労軽減や作業時に安定した連続歩行時間が向上し、また断端部の疼痛も軽減が可能となる。		
上記のとおり意見します。 年 月 日 医 療 機 関 名 所 在 地 作成医師氏名 電 話 番 号 ※ 下記の該当する項目にチェックしてください。 ☐ 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師で、かつ、所属医学会において認定されている専門医 (※【記入上の留意事項1】参照) ☐ 指定自立支援医療機関において当該医療を主として担当する医師で、かつ、所属医学会において認定されている専門医 (※【記入上の留意事項1】参照) ☐ 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院において実施している当該補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師			

下記の該当する場合に作成が可能です。
記載漏れのないようにお願いします。

特に、継手や足部等、他の部品と比較・検討した結果、機能の違い、選定した理由、ADLや使用環境での改善効果見込み、等も記載してください。

【記入上の留意事項】

- 平成19年厚生労働省告示第100号で定める基準を満たすものとして、厚生労働大臣に届出を行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○又はレ印を付すこと。
- 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作者の立合いのもとで行うこと。

補装具費支給に関する意見書（車椅子用）

※太枠欄は記入しないでください。

審 査 欄	
審 査 結 果	1 適当 2 不適当 3 要確認
	【審査結果が2～3の場合は、その理由・内容等】
審 査 医 師	
審査年月日	年 月 日

※下記の表面・裏面の□や枠欄は必ず御記入ください

氏 名	静岡太郎		生年 月 日	○年 ○月 ○日			
住 所	静岡市葵区・・・・				○歳		
手 帳 障 害 名	肢体不自由 両上下肢機能障害			手帳障害等級	○級		
原因となった疾病・ 外 傷 名	☐ 交通 ☐ 労災 ☒ 疾病 ☐ 先天性 ☐ その他 ☐ 戦傷 ☐ 戦災 ☐ 自然災害 （具体名：脳性麻痺）						
発 生 年 月 日	○ 年 ○月 ころ						
【身体寸法】	座位肘頭高					○ c m	
身 長	○ c m	座位下腿長				○ c m	
体 重	○ c m	座 位 殿 幅				○ c m	
座 位 腋 下 高	○ c m	座 底 長				○ c m	
現在の障害部位の状況	【FIMやBI等ADL機能評価を行っている場合は、それらの情報も御記入ください。】 脳性麻痺による両上下肢機能障害。以前は普通型車いすの自走が可能であったが、○年○月誤嚥性肺炎で入院し、徐々に機能低下が進み、現在座位保持困難、日常生活全般において介助が必要な状況である。現在、ベッドでの生活が中心となり、離床時間が短くなっている。 また、緊張の非対称から右凸の側弯あり、両膝関節屈曲拘縮が生じ、座位耐久性の低下が認められる。BI ○点、FIM 点（運動項目○点、認知項目○点）						
現在の身体・障がい状況、ADL状況、使用中の補装具の状況や不具合についても記載してください。	用 装 具 状 況	【使用中の補装具（あり・なし）】 【使用中の場合はその具体的状況を御記入ください。】 ○年○月に支給を受けた普通型車椅子は全体に老朽化がみられ、障害状況の変化から使用が困難になっている。施設用のリクライニング式車いすを使用しているが、姿勢の崩れが生じ長時間の離床が困難である					
現在の身体・活動状況	感 覚 障 害	☐ 腰背部 ☒ 殿部 ☐ 脱失 ☐ 重度 ☐ 中度 ☒ 軽度 ☐ なし					
	褥 瘡 の 有 無	☐ あり ☒ 現在は無いが過去にできたことあり ☐ 過去・現在ともなし					
	殿 部 の 状 態	☐ 異常なし ☐ 皮膚の発赤、変色あり ☒ 痩せており、骨の突出あり					
	立 ち 上 がる	☐ 自力にて可 ☐ 介助があると可 ☒ 不可					
	起 立 位 保 持	☐ 自力にて可 ☐ （つかまり・支え）にて可 ☒ 不能					
	歩 行	☐ 屋外移動可 ☐ 屋内（階段・部屋間・部屋内・ベッド周囲）歩行可能 ☒ 不可					
	車椅子への移乗	☐ 自力にて可 ☐ 一部介助にて可 ☒ 全介助					
	座 位	☐ 自力にて可 ☐ 支持（背部・頭部）があると可 ☒ 不可					
	除 圧 動 作	☐ 自力にて可 ☐ 介助があると可 ☒ 不可					
車椅子の操作	☐ 自力にて可 ☐ 部分的に可 ☒ 不可 ※ 自走可の場合→操作方法{両手・右手・左手・右足・左足} {室内のみ・室外も可}						

裏面に続く

(裏面)

製 作 区 分		■新規 □再製作 □修理	
作 成 方 法		□モジュラー式 (標準) ■オーダーメイド式 □レディメイド式 商品名 ()	
名 称		□自走用 ■介助用	
基 本 価 格		身 体 部 位 ■標準 (上肢・体幹部・骨盤大腿部・下腿肢・足部) ■頭頸部	
加 算 要 素	機 構 加 算	□リクライニング機構□ティルト機構 ■ティルト・リクライニング機構 □リフト機構	
	構 造	基 本 構 造	■後方大車輪 (標準) □前方大車輪 □6輪構造 □幅止め
		シ ー ト	■スリング式 (標準) □張り調整式 □板張り式 □奥行調整
		バックサポート	□スリング式 (標準) ■張り調整式 □ワイドフレーム ■バックサポート延長 □高さ調整 □背座角調整 ■背折れ構造
	部 品	フット・レッグサポート (片側)	□固定式 (標準) □挙上式 □着脱式 □開閉着脱式 ■挙上・開閉着脱式 □レッグベルト
		フットサポート	■セパレート式 (標準) □二重折込式 □中折式 □前後調整 □角度調整 □左右調整 □ヒールループ □アングルストラップ □ステップカバー
		アームサポート (片側)	■フレーム一体型 □独立型 (□固定式 (標準) □跳ね上げ式 ■着脱式) □高さ調整 □角度調整 □拡張 ■延長
	加 算	ブ レ ー キ	□駐車ブレーキ (標準) ■介助ブレーキ ■フットブレーキ □延長レバー
		駆 動 輪 ・ 主 輪	□固定式 (標準) □着脱式 □車軸位置調整 □キャンパー角調整 □片手駆動 □レバー駆動
		タ イ ヤ	■エア (標準) □ノーパンクタイヤ
素 算	キ ャ ス タ ー	■ソリッド (標準) □衝撃吸収タイプ	
	ハ ン ド リ ム	□プラスチック (標準) □ステンレス □アルミ □ピッチ30mm超え □片手駆動 □滑り止め □ノブ付き (□垂直ノブ)	
付 属 品	ク ッ シ ョ ン	平面形状型 □モールド型 □ゲル素材 ■多層構造 □立体編物 □滑り止め加工 □防水加工	
	座 板	□座板 □クッション一体型 (クッションと併用加算は不可)	
	背 ク ッ シ ョ ン	□背クッション □滑り止め加工	
	ヘ ッ ド サ ポ ー ト	□着脱式 (枕含む) □マルチタイプ (枕含む) ■枕 (オーダーメイド) □枕 (レディメイド)	
	テ ー ブ ル	□テーブル □テーブル取付部品 (片側)	
	転 倒 防 止 装 置	■パイプ □キャスタ付き □折り畳み構造	
		□搭載台 (□呼吸器搭載台 □痰吸引機搭載台 □携帯会話補助装置搭載台) □車載固定部品 □杖たて (□一本 □多脚つえ) □酸素ボンベ固定装置 □栄養バック取付ガードル架 □点滴ボール □日よけ □雨よけ □泥よけ □スポークカバー □リフレクタ □高さ調整式手押しハンドル	
製 作 (購 入) 、 修 理 に あ た っ て の 選 定 理 由 、 留 意 点		【型式・各機構、サポート部、クッション及び附属品等の選定理由、他部品と比較した状況等の詳細を御記入ください。】 身体・障害状況から既製品では対応できず、座位耐久性の低下や姿勢の前方への崩れへの対応から身体状況に合わせたリクライニング・ティルト式車いすの製作が必要である。また、側彎への対応や座位姿勢の安定を図るために張り調整式バックサポートが必要。 両膝関節屈曲拘縮があるため、フットサポート挙上式にすることで下腿の支持部の安定化を図り座位を安定させる必要がある。クッションについては、自力での除圧困難であり、臀部の骨突出があるため、多層構造のクッションを選定。	
使 用 効 果 見 込		【処方補装具を使用することで可能となる動作等を具体的に御記入ください。】 リクライニング・ティルト機能を併用することで安全に水分や食事摂取が可能となる。また、日中の離床の促進や日中活動への参加が可能となり、活動性の向上が見込まれる。さらに通院やリハビリ等に安全に通えることが可能となる。	

上記のとおり意見します。

年 月 日

医 療 機 関 名

所 在 地

作成医師氏名

電 話 番 号 ()

下記の該当する場合に作成が可能です。記載漏れのないようにお願いします。

形式・付属品の選定理由、日常生活や使用環境における使用効果見込み等について具体的に記載してください。

※ 下記の該当する項目にチェックしてください。

☐ 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師で、かつ、所属医学会において認定されている専門医 (※【記入上の留意事項1】参照)

☐ 指定自立支援医療機関において当該医療を主として担当する医師で、かつ、所属医学会において認定されている専門医 (※【記入上の留意事項1】参照)

☐ 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院において実施している当該補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師

【記入上の留意事項】

- 平成19年厚生労働省告示第108号で定める基準を満たすものとして、厚生労働大臣に届出を行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○又はレ印を付すこと。
- 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作者の立合いのもとで行うこと。

(表面)
補装具費支給に関する意見書（下肢・靴型装具用）

※太枠欄は記入しないでください。

審 査 欄	
審 査 結 果	1 適当 2 不適當 3 要確認
	【審査結果が2～3の場合は、その理由・内容等】
審 査 医 師	
審 査 年 月 日	年 月 日

※下記の表面・裏面の□や枠欄は必ず御記入ください。

氏 名	静岡太郎		生年 月 日	○年 ○月 ○日	
住 所	静岡市葵区・・・・・・・・				○歳
手 帳 障 害 名	脳血管障害（右上肢機能障害2級、右下肢機能障害2級）			手帳障害 等級	○級
障 害 状 況	☒ 中枢性麻痺	部 位 右 上肢、下肢	ブルンストローム・ステージ 上肢Ⅲ 下肢Ⅲ 手指Ⅲ		感覚評価 中等度～重度鈍麻
	☐ 末中枢性麻痺	部 位	(障害に関わる部位の)MMT、 ROM		感覚評価
	☐ 筋・骨格系				
原 因 と な っ た 疾 病 ・ 外 傷 名	☐ 交通 ☐ 労災 ☐ 戦傷 ☐ 戦災 ☐ 自然災害		☒ 疾病 ☐ 先天性 ☐ その他 (具体名： 左被殻出血)		
疾 病 ・ 外 傷 発 生 年 月 日	○ 年 ○ 月 ごろ				
治 療 経 過	【症状の経過及び診断・治療（既手術等）内容等について詳細に御記入ください。】 令和○年○月○日 左被殻出血により、右片麻痺を発症。○○病院に救急搬送、緊急回答術を施行。その後、○ 月○日から○○リハ病院へ転院、○月○日に自宅復帰 退院後、○○医院を受診し、通院リハで継続加療中。				
現在の身体状況	【FIMやBI等ADL機能評価を行っている場合は、それらの情報も御記入ください。】 BI:70/100 右上肢、下肢の運動麻痺、感覚障害が残存しており、ADL で歩行は短下肢装具と多点杖を使用し屋内移動可 能。階段昇降は近位監視レベル。整容、更衣、入浴などのセルフケアは、部分介助を要している。				
使 用 装 具 補 装 具 状 況	使用中補装具 (☒ あり・なし) 【使用中の場合はその具体的状況を御記入ください。】 下肢装具は、シューホンプレースを使用。屋内、屋外歩行時に常に装着しており、日中も長時間使用している が、経年劣化と内反・尖足が強くなり強制力も不足しており、痛みが出てきている。このため、本人の障害現状に 合わせた更生用装具の作成が必要な状態である				

現在の身体・障がい状況、ADL 状況、使用中の補装具（仮義足を含む）の状況や不具合についても記載してください。

面に続く

(裏面)

製 作 区 分	■新規 □再製作 □修理 □借受け			
名 称	※別紙「補装具一覧（装具）」の該当する区分等を御記入ください。各項目欄左側数字等による記入も可とします。			
	区分	名 称	種 類	採型区分
	下肢装具	短下肢装具	両側支柱付	■採型 □採寸
装 具 分 類	下 肢 装 具			
部 位	■右 □左 □両側			
継 手	股 継 手	□固定式 □遊動式		
	膝 継 手	□固定式 □遊動式 □プラスチック継手		
	足 継 手	□固定式 ■遊動式 □プラスチック継手		
支 持 部	大腿支持部	□半月 □皮革等（□カフベルト □大腿コルセット） □硬性（□熱硬化性 □熱可塑性）		
	下腿支持部	■半月 ■皮革等（■カフベルト □下腿コルセット） □硬性（□熱硬化性 □熱可塑性）		
	足 部	■あぶみ 足部 □足部覆い □硬性（□熱硬化性 □塩飽熱可塑性） □標準靴 □足底装具（□MP 関節遠位 □MP 関節近位）		
そ の 他 要 素	□膝サポーター（□支柱付き □支柱なし） □キャリパー ツイスター（□軟性 □硬性ケーブル） □デニスブラウン □膝当て ■T・Yストラップ □スタビライザー □ターンバックル □ダイヤルロック □アウトリガー □伸展・屈曲補助装置 □補高足部 ■足底裏革 □高さ調整 □内張り（□大腿部 □下腿部 □足部 □足底装具） □補高足部（脚長差 c m） □足底装具室内用ベルト			
用 部 品	□股継手（ ） □膝継手（ ） ■足継手（B-123 制式御2 方向 ） ■使用部品名（ あぶみ B-234 制御式2 方向 ）			
分 類	靴 型 装 具			
製 作 要 素	右（ □患側 □健側 ）		左（ □患側 □健側 ）	
	□採型 □採寸		□採型 □採寸	
	□短靴 □チャッカ靴 □半長靴 □長靴		□短靴 □チャッカ靴 □半長靴 □長靴	
	□整形靴 □特殊靴		□整形靴 □特殊靴	
	□グッドイヤー式 □マッケイ式		□グッドイヤー式 □マッケイ式	
	補高 c m（□敷き革式 □靴の補高）		脚長差 c m	
	□月型の延長 □スチールバネ入り □トウボックス補強 □鉛板の挿入 □足背ベルト □ベルト（裏付き）の追加 ヒールの補正【□トルクヒール □ヒールウェッジ □カットオフヒール □キールヒール □サッチヒール □トーマスヒール □逆トーマスヒール □フレアヒール □階段状ヒール】 足底の補正【□内側ソール・ウェッジ □外側ソール・ウェッジ □デンバーバー □トーマスバー □メイヨー半月バー □メタターサルバー □ハウザーバー □ロッカーバー □蝶型踏み返し】			
完 成 用 部 品				
製作（購入）、修理、借受けに当たっての選定理由、留意点	【借受けの場合は借受期間も記入してください。】 現在使用中のシューホンプレースは屋内、屋外歩行や階段昇降等で使用しているが、経年劣化や、身体症状の変化（過緊張により内反尖足が強くなっている）等から矯正力も弱く装具の装用効果が低くなっており、使用時に痛みも出現している。このため、両側金属支柱による矯正機能の改善、2 方向継手による足関節の底・背屈をコントロールする事で、痛みの軽減と歩行の安定性を確保していく。			
使用効果見込	【本装具を着装することで可能となる動作等を具体的に御記入ください。】※予防、治療、訓練目的では対象になりません。 短下肢装具両側支柱型、2 方向継手（角度調整が可能）になる事で、過緊張による痛みが軽減し、歩行や階段昇降時の歩容が安定し、転倒などのリスク軽減、介護者の負担軽減、社会参加の機会増加が期待される。			
上記のとおり意見します。 年 月 日 医 療 機 関 名 所 在 地 作成医師氏名 電 話 番 号（ ） ※ 下記の該当する項目にチェックしてください。 □ 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師で、かつ、所属医学会において認定されている専門医（※【記入上の留意事項1】参照） □ 指定自立支援医療機関において当該医療を主として担当する医師で、かつ、所属医学会において認定されている専門医（※【記入上の留意事項1】参照） □ 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院において実施している当該補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師				

必ず、完成用部品名を記載してください

特に、継手や足部等、他の部品と比較・検討した結果、機能の違い、選定した理由、ADL や使用環境での改善効果見込み等も記載してください。

【記入上の留意事項】

- 平成19年厚生労働省告示第108号で定める基準を満たすものとして、厚生労働大臣に届出を行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○又はレ印を付すこと。
- 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作者の立合いのもとで行うこと。

補装具費支給に関する主治医等の意見書（特殊な疾病用）

※下記の表面・裏面の□や枠欄は必ず御記入ください

氏名	静岡 太郎	〇年 〇 月 〇 日生（ 〇 歳）
障害名及び原因となった疾病・外傷名 令和〇年〇月発症のパーキンソン病による両上下、体幹の機能低下がみられ、筋固縮、寡動（無動）、姿勢反射障害、動作緩慢により、座位保持が不安定であり、立位・歩行による移動が困難である。 また、機能低下が徐々に進んでおり、下肢については著しい障害〇級相当に該当し、移動において車いすが必要である。現在、ベッドでの生活が中心となり、離床時間が短縮し、ADL全般において介助が必要となっている。		
※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定める特殊の疾病（難病等）に該当（ ☒ する ☐ しない） ※難病に該当する場合の支給決定手続について（ ☒ 迅速 ☐ 一般）		
障害・疾患等の状況（注：下記補装具を必要と認める理由が明確となるよう記載する。難病患者等については、身体症状等の変動状況や日内変動等についても御記入ください。） パーキンソン症状による、動作緩慢、寡動（無動）、オン・オフ現象などの影響により、日内変動を生じ、日中の大半（7～8時間）において介助を要している。		
必要と認める補装具	補装具の種目、名称 介助用車椅子 リクライニング式	
	【製作区分】 ☒ 新規 ☐ 再製作 ☐ 修理 ☐ 借受け	
	処 方【型式、採型・採寸区分、製作要素、完成用部品等の指定及び選定理由、他部品と比較した状況、借受け期間など留意すべき事項を御記入ください。】 座位姿勢が不安定で姿勢の崩れが大きいため、身体状況に合わせたリクライニング車いすの製作が必要である。 また、自力での除圧が困難あり、臀部の褥瘡のリスクが高いため、クッション（ゲル・ウレタンフォーム多層構造）が必要である。 この他、フットサポート開閉挙上式にすることで、リクライニング時の下肢の安定化や移乗時の介助量軽減を図る。	
	使用効果見込み【処方補装具を装着・使用することで可能となる動作等を具体的に御記入ください。】 車椅子の使用により、座位保持の安定や移動手段の確保が可能となる。また、リクライニング機能を使用することで、姿勢の崩れに対応し長時間の離床が可能となり、活動性の向上や離床時間の延長が見込まれる。	
上記のとおり意見する。 年 月 日 病院又は診療所名 所在地 診療担当科名		

《 注 意 事 項 》

- 本意見書は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定められている難病等を理由として補装具費の支給を申請する場合に、主治医等に作成してもらった上で提出してください。
- 難病等に該当するのみでは補装具費の支給対象になりません。難病等により補装具が必要な身体・障がい状況に該当する場合にのみ対象となります。本意見書には、補装具が必要な身体・障がい状況について、身体障害者手帳の何級に相当するか明示した上で、その理由をできるだけ詳しく記載してください。

≪20. 補装具完成時の画像添付用紙 記載例≫

【 補装具完成時の画像添付用紙 】

住 所	静岡県〇区〇 〇丁目	生年月日	昭和〇年〇月〇日
氏 名	〇 〇 〇 〇	交付券番号	
補装具名	車椅子普通型（オーダーメイド）	撮影日	令和〇年〇月〇日

【補装具完成後・全般の画像】

- (1) 画像の撮影方法は、「①補装具本体」と「②補装具装着時又は使用時」の2パターンを、4方向（前・後、左・右）から撮影して提出してください。
- (2) 重要箇所については、別画像として撮影し添付して下さい。
- (3) 補聴器、眼鏡、杖、歩行器について撮影方向は問いませんが、装着時又は使用時の状態を撮影してください。
- (4) 各部機能や部品・付属品等の詳細や内部構造が確認できる状態で撮影してください。

【修理・再交付申請時の画像】

- (1) 修理・再交付申請時の画像については、破損や劣化・不具合等の状況、内部構造が確認できる画像
- (2) 撮影方向や枚数については問いません。

【撮影時共通事項】

- (1) 写真又はデジタル撮影した画像を添付してください。
- (2) 画像数に対し用紙が足りない場合は、裏面をコピーして使用してください。

① 補装具本体の画像

前 方	後 方
-----	-----

右側方

左側方

その他①

その他②

② 申請者補装具装着・使用時の画像

前 方

後 方

右側方

左側方

《21. 補装具チェックリスト》

(補装具事業者向け)

補装具事業者確認用チェックリスト(表面)

No.	確認いただきたい項目(共通)	確認欄
①	静岡市補装具事業者に登録されているか。(登録がない場合、償還払いとなります。)	
②	意見書記載の部品内容と見積書が一致しているか。	
③	見積書の金額は、国の基準額をもとに算定しているか。	
④	見積書の宛名は申請者名(対象者が児童であれば、保護者)となっているか。	
確認いただきたい項目(再交付)		
⑤	修理不能な理由が記載されているか。	裏面へ
⑥	既存の補装具と同一仕様か。	裏面へ
⑦	仕様が変更される場合、追加・変更となる部品の必要性や部品名が記載されているか。	裏面へ
確認いただきたい項目(完成用部品あり)		
⑧	同等安価な部品ではないものを選定している場合、その理由。	裏面へ
確認いただきたい項目(特例補装具)		
⑨	価格根拠がわかる資料が添付されているか。	
⑩	特例補装具は6%加算対象外だが見積書に誤りはないか。	
⑪	特例補装具の理由書が添付されており必要性について不備なく記述されているか。	
確認いただきたい項目(画像)		
⑫	過去に支給された用具の修理・再交付の際は、使用していた補装具の画像は添付されているか。	
⑬	義手、義足、下肢装具等、新規申請の場合も治療用装具等で製作された現在使用中の装具の画像が添付されているか。	
⑭	車椅子や座位保持装置等の既製品申請の場合、類似品を含め、デモを行っているか。また、デモ時の画像や動画の添付はあるか。	
確認いただきたい項目(設計図、カタログ)		
⑮	車椅子や座位保持装置は、オーダーメイドの場合、詳細な設計図は添付されているか。	
⑯	レディメイドの場合、詳細や価格根拠が分かるカタログ等は添付されているか。	

チェック後、見積書提出時に併せて各区障害者支援課へ提出してください。

補装具業者確認用チェックリスト(裏面)

◆完成用部品を選定している場合

- ・ 同等安価な部品ではないものを選定している場合、その理由

部品名:①()②()③()
選定理由:

◆再交付の場合

- ・ 修理不能の理由

--

- ・ 既存の補装具と同一仕様か(同一仕様・一部変更・大きく変更)
- ・ 「一部変更」・「大きく変更」の場合

追加・変更となる部品の必要性

部品名:①()②()③()
④()⑤()⑥()
追加・変更理由:

(医療機関向け)

【補装具 意見書 チェックリスト(上肢装具・体幹装具用)】

No.	確認いただきたい項目（上肢装具・体幹装具用）	確認欄
①	表面の「申請者の情報(氏名・住所・生年月日・手帳障害名・等級)」にチェックや記載はあるか	
②	表面の「障害状況」にチェックや記載があるか ・麻痺の種類、部位、ブルンストロームステージ、感覚評価等も必ず記載してください	
③	表面の「原因となった疾病・外傷名・発生年月日」にチェックや記載があるか	
④	表面の「治療経過」に記載があるか ・症状の経過、診断・治療（既手術等）等もご記載ください。	
⑤	表面の「現在の身体状況」に記載があるか ・FIM、ADL 機能評価等もご記載ください	
⑥	表面の「使用中の補装具の状況」に記載があるか ・使用中の補装具の有・無、使用状況もご記載ください	
⑦	裏面の「製作区分」に記載があるか	
⑧	裏面の「名称」にチェックがあるか ・別紙の「補装具一覧(装具)」から区分、名称、基本構造1、基本構造2を選んでご記載ください	
⑩	裏面の「装具分類」は、「上肢装具」と「体幹装具」を選んでご記載ください。	
⑨	裏面の「製作要素(継手、支持部、その他加算要素)」の各項目にチェックがあるか	
⑩	裏面の「完成用部品」の各項目にチェックや記載があるか ・完成用部品名も記載してください。	
⑪	裏面の「製作(購入)、修理、借受けに当たっての選定理由、留意点、」に記載があるか ・形式、採型・採寸区分、製作要素、完成用部品の指定及び選定理由、他製品との比較した状況を具体的に記載してください。	
⑫	裏面の「使用効果見込」に記載があるか ・補装具の使用効果が具体的に記載(使用効果がないものは対象になりません)	
⑬	裏面の処方した医師の情報に記載があるか ・医療機関名・所在地・電話番号・作成医師氏名が記載されているか。 ・指定医等の該当項目にチェックがあるか(補装具が処方可能な医師に該当しているか)	
⑭	裏面の意見書の記載日について ・身体障害者手帳交付日以降の日付になっているか(難病はその限りではない) ・現在の身体や障害状況を反映した日付になっているか※申請からかなり経過が経っている場合は受付できないことがあります	

【補装具 意見書 チェックリスト(下肢・靴型装具用)】

No.	確認いただきたい項目（下肢・靴型装具用）	確認欄
①	表面の「申請者の情報(氏名・住所・生年月日・手帳障害名・等級)」は漏れなく、誤りなく記載されているか	
②	表面の「障害状況」にチェックや記載があるか ・麻痺の種類、部位、ブルンストロームステージ、感覚評価等も必ず記載してください	
③	表面の「原因となった疾病・外傷名・発生年月日」にチェックや記載があるか	
④	表面の「治療経過」に記載があるか ・症状の経過、診断・治療(既手術等)内容等について詳細にご記載ください。	
⑤	表面の「現在の身体状況」に記載があるか ・現在の身体状況や障害状況について詳細に記載ください ・FIM や BI 等 ADL 評価を行っている場合はご記載ください	
⑥	表面の「使用中の補装具の状況」に記載があるか ・使用中の補装具の有・無にチェックしてください ・使用中の補装具がある場合は使用状況について具体的にご記載ください	
⑦	裏面の「製作区分」に記載があるか	
⑧	裏面の「名称」にチェックがあるか ・別紙「補装具一覧(装具)」から区分、名称、種類、採型区分を選んでご記載ください	
⑩	裏面の「装具分類」の「下肢装具」と「靴型装具」の該当箇所にご記載ください。	
⑨	裏面の該当装具の項目の「製作要素(継手、支持部、その他加算要素)」の各項目にチェックがあるか	
⑩	裏面の「完成用部品」の各項目にチェックや記載があるか ・完成用部品名も記載してください。	
⑪	裏面の「製作(購入)、修理、借受けに当たっての選定理由、留意点」に記載があるか ・形式、採型区分、製作要素、各継手、完成用部品の選定理由をご記入ください ・選定にあたり他製品と比較した状況を具体的に記載してください ※高額な完成用部品を選定する際は、その他の部品や安価な部品と比較してなぜそれではなくてはならないのか、その理由や必要性を記載してください。	
⑫	裏面の「使用効果見込」に記載があるか ・補装具の使用効果が具体的に記載してください(使用効果がないものは対象になりません) ・実際に装着することで可能になる動作を具体的に記入してください。 ※予防、治療、訓練目的は補装具の対象となりません。治療用装具に該当する場合はそちらをご検討ください	
⑬	裏面の処方した医師の情報に記載があるか ・医療機関名・所在地・電話番号・作成医師氏名が記載されているか。 ・指定医等の該当項目にチェックがあるか(補装具が処方可能な医師に該当しているか)	
⑭	裏面の意見書の記載日について ・身体障害者手帳交付日以降の日付になっているか(難病はその限りではない) ・現在の身体や障害状況状を反映した日付になっているか※申請からかなり経過が経っている場合は受付できないことがあります	

【補装具 意見書 チェックリスト(骨格構造 義手)】

No.	確認いただきたい項目（骨格構造義手）	確認欄
①	表面の「申請者の情報(氏名・住所・生年月日・手帳障害名・等級)」にチェックや記載はあるか	
②	表面の「原因となった疾病・外傷名・発生年月日」にチェックや記載があるか	
③	表面の「疾病・外傷発生年月日」に記載があるか	
④	表面の「切断・離団・欠損部位」にチェックや記載があるか	
⑤	表面の「現在の障害部位の状況」に記載があるか ・障害部位の状況、FIM、BI 等 ADL 機能評価等もご記載ください	
⑥	表面の「使用中の補装具の状況」に記載があるか ・使用中の補装具の有・無、使用状況もご記載ください	
⑦	裏面の「製作区分」「製作部位」に記載があるか	
⑧	裏面の「名称」にチェックがあるか	
⑨	裏面の「製作要素」にチェックがあるか	
⑩	裏面の「完成用部品」にチェックや記載があるか ・完成用部品名も記載してください。	
⑪	裏面の「製作(購入)、修理、借受けに当たっての選定理由、留意点、」に記載があるか ・形式、採型・採寸区分、製作要素、完成用部品の指定及び選定理由、他製品との比較した状況を具体的に記載してください。	
⑫	裏面の「使用効果見込」に記載があるか ・補装具の使用効果が具体的に記載(使用効果がないものは対象になりません)	
⑬	裏面の処方した医師の情報に記載があるか ・医療機関名・所在地・電話番号・作成医師氏名が記載されているか。 ・指定医等の該当項目にチェックがあるか(補装具が処方可能な医師に該当しているか)	
⑭	裏面の意見書の記載日について ・身体障害者手帳交付日以降の日付になっているか(難病はその限りではない) ・現在の身体や障害状況を反映した日付になっているか※申請からかなり経過が経っている場合は受付できないことがあります	

【補装具 意見書 チェックリスト(骨格構造 義足)】

No.	確認いただきたい項目（骨格構造義足）	確認欄
①	表面の「申請者の情報(氏名・住所・生年月日・手帳障害名・等級)」は漏れなく、誤りなく記載されているか	
②	表面の「原因となった疾病・外傷名・発生年月日」にチェックや記載があるか	
③	表面の「疾病・外傷発生年月日」に記載があるか	
④	表面の「切断・離断・欠損部位」や「切断施術」にチェックや記載があるか	
⑤	表面の「現在の障害部位の状況」に記載があるか ・断端の状況や機能、FIM や BI 等 ADL 機能評価等もご記載ください	
⑥	表面の「使用中の補装具の状況」に記載があるか ・使用中の補装具の有・無についてチェックしてください ・使用中の場合は使用状況について具体的にご記載ください	
⑦	裏面の「製作区分」についてチェックが入っているか	
⑧	裏面の「製作部位や」「名称」にチェックがあるか ・チェックソケットを使用する場合は、必要性を記載し手ください。	
⑨	裏面の「製作要素」にチェックがあるか ・その他の場合は具体的に記載ください。	
⑩	裏面の「完成用部品」にチェックや記載があるか ・使用部品欄に完成用部品名を記載してください。	
⑪	裏面の「製作(購入)、修理、借受けに当たっての選定理由、留意点、」に記載があるか ・形式、採型・採寸区分、製作要素、完成用部品の指定及び選定理由、他製品との比較した状況等を具体的に記載してください。 ※高額な完成用部品を選定する際は、その他の部品や安価な部品と比較してなぜそれではなくてはならないのか、その理由や必要性を記載してください。	
⑫	裏面の「使用効果見込」に記載があるか ・補装具の使用効果を具体的に記載してください(使用効果がないものは対象になりません) ・実際に装着することで可能になる動作を具体的に記入してください。	
⑬	裏面の処方した医師の情報に記載があるか ・医療機関名・所在地・電話番号・作成医師氏名が記載されているか。 ・指定医等の該当項目にチェックがあるか(補装具が処方可能な医師に該当しているか)	
⑭	裏面の意見書の記載日について ・身体障害者手帳交付日以降の日付になっているか(難病はその限りではない) ・現在の身体や障害状況を反映した日付になっているか※申請からかなり経過が経っている場合は受付できないことがあります	

【補装具 意見書 チェックリスト(殻構造 義手)】

No.	確認いただきたい項目 殻構造義足)	確認欄
①	表面の「申請者の情報(氏名・住所・生年月日・手帳障害名・等級)」は漏れなく、誤りなく記載されているか	
②	表面の「原因となった疾病・外傷名・発生年月日」にチェックや記載があるか	
③	表面の「疾病・外傷発生年月日」に記載があるか	
④	表面の「切断・離断・欠損部位」や「切断施術」にチェックや記載があるか	
⑤	表面の「現在の障害部位の状況」に記載があるか ・断端の状況や機能、FIM や BI 等 ADL 機能評価等もご記載ください	
⑥	表面の「使用中の補装具の状況」に記載があるか ・使用中の補装具の有・無についてチェックしてください ・使用中の場合は使用状況について具体的にご記載ください	
⑦	裏面の「製作区分」についてチェックが入っているか	
⑧	裏面の「製作部位や」「名称」にチェックがあるか ・チェックソケットを使用する場合は、必要性を記載してください。	
⑨	裏面の「製作要素」にチェックがあるか	
⑩	裏面の「完成用部品」にチェックや記載があるか ・完成用部品を使用する場合は使用部品名も記載してください。	
⑪	裏面の「製作(購入)、修理、借受けに当たっての選定理由、留意点、」に記載があるか ・形式、採型・採寸区分、製作要素、完成用部品の指定及び選定理由、他製品との比較した状況等を具体的に記載してください。 ※高額な完成用部品を選定する際は、その他の部品や安価な部品と比較してなぜそれではなくてはならないのか、その理由や必要性を記載してください。	
⑫	裏面の「使用効果見込」に記載があるか ・補装具の使用効果を具体的に記載してください(使用効果がないものは対象になりません) ・実際に装着することで可能になる動作を具体的に記入してください。	
⑬	裏面の処方した医師の情報に記載があるか ・医療機関名・所在地・電話番号・作成医師氏名が記載されているか。 ・指定医等の該当項目にチェックがあるか(補装具が処方可能な医師に該当しているか)	
⑭	裏面の意見書の記載日について ・身体障害者手帳交付日以降の日付になっているか(難病はその限りではない) ・現在の身体や障害状況状を反映した日付になっているか※申請からかなり経過が経っている場合は受付できないことがあります	

【補装具 意見書 チェックリスト(殻構造 義足)】

No.	確認いただきたい項目 殻構造義足)	確認欄
①	表面の「申請者の情報(氏名・住所・生年月日・手帳障害名・等級)」は漏れなく、誤りなく記載されているか	
②	表面の「原因となった疾病・外傷名・発生年月日」にチェックや記載があるか	
③	表面の「疾病・外傷発生年月日」に記載があるか	
④	表面の「切断・離断・欠損部位」や「切断施術」にチェックや記載があるか	
⑤	表面の「現在の障害部位の状況」に記載があるか ・断端の状況や機能、FIM や BI 等 ADL 機能評価等もご記載ください	
⑥	表面の「使用中の補装具の状況」に記載があるか ・使用中の補装具の有・無についてチェックしてください ・使用中の場合は使用状況について具体的にご記載ください	
⑦	裏面の「製作区分」についてチェックが入っているか	
⑧	裏面の「製作部位や」「名称」にチェックがあるか ・チェックソケットを使用する場合は、必要性を記載してください。	
⑨	裏面の「製作要素」にチェックがあるか	
⑩	裏面の「完成用部品」にチェックや記載があるか ・完成用部品を使用する場合は部品名も記載してください。	
⑪	裏面の「製作(購入)、修理、借受けに当たっての選定理由、留意点、」に記載があるか ・形式、採型・採寸区分、製作要素、完成用部品の指定及び選定理由、他製品との比較した状況等を具体的に記載してください。 ※高額な完成用部品を選定する際は、その他の部品や安価な部品と比較してなぜそれではなくてはならないのか、その理由や必要性を記載してください。	
⑫	裏面の「使用効果見込」に記載があるか ・補装具の使用効果を具体的に記載してください(使用効果がないものは対象になりません) ・実際に装着することで可能になる動作を具体的に記入してください。	
⑬	裏面の処方した医師の情報に記載があるか ・医療機関名・所在地・電話番号・作成医師氏名が記載されているか。 ・指定医等の該当項目にチェックがあるか(補装具が処方可能な医師に該当しているか)	
⑭	裏面の意見書の記載日について ・身体障害者手帳交付日以降の日付になっているか(難病はその限りではない) ・現在の身体や障害状況状を反映した日付になっているか※申請からかなり経過が経っている場合は受付できないことがあります	

【補装具 意見書 チェックリスト(電動車椅子用:普通型用)】

No.	確認いただきたい項目（電動車椅子用:普通型用）※簡易型は除く	確認欄
①	表面の「申請者の情報(氏名・住所・生年月日・手帳障害名・等級)」にチェックや記載はあるか	
②	表面の「原因となった疾病・外傷名・発生年月日」にチェックや記載があるか	
③	表面の「身体寸法」に記載があるか	
④	表面の「現在の障害部位の状況」に記載があるか	
⑤	表面の「使用中の補装具の状況」に記載があるか	
⑥	表面の「現在の身体状況・活動状況」にチェックがあるか ・感覚障害、褥瘡、臀部の状態、立位・座位・歩行・除圧・車椅子操作など必ずチェックしてください	
⑦	裏面の「製作区分」、「名称(形式、必要とする装置、入力装置)」にチェックがあるか	
⑧	裏面の「加算要素」にチェックや記載があるか ・操作のノブ、スイッチ、各サポート部、クッション、付属品	
⑨	裏面の「製作(購入)、修理、借受けに当たっての選定理由、留意点、」に記載があるか ・形式、各機構、サポート部、制御装置、バッテリー、クッション及び付属品の選定理由、他製品との比較した状況を具体的に記載してください。	
⑩	裏面の「使用効果見込」に記載があるか ・補装具の使用効果が具体的に記載(使用効果がないものは対象になりません)	
⑪	裏面の処方した医師の情報に記載があるか ・医療機関名・所在地・電話番号・作成医師氏名が記載されているか。 ・指定医等の該当項目にチェックがあるか(補装具が処方可能な医師に該当しているか)	
⑫	裏面の意見書の記載日について ・身体障害者手帳交付日以降の日付になっているか(難病はその限りではない) ・現在の身体や障害状況を反映した日付になっているか※申請からかなり経過が経っている場合は受付できないことがあります	

【補装具 意見書 チェックリスト(簡易型電動車椅子用)】

No.	確認いただきたい項目（簡易型電動車椅子）	確認欄
①	表面の「申請者の情報(氏名・住所・生年月日・手帳障害名・等級)」にチェックや記載はあるか	
②	表面の「原因となった疾病・外傷名・発生年月日」にチェックや記載があるか	
③	表面の「身体寸法」に記載があるか	
④	表面の「現在の障害部位の状況」に記載があるか	
⑤	表面の「使用中の補装具の状況」に記載があるか	
⑥	表面の「現在の身体状況・活動状況」にチェックがあるか ・感覚障害、褥瘡、臀部の状態、立位、座位、歩行、除圧、車椅子操作など必ずチェックしてください	
⑦	・裏面の製作方法(モジュラー式(標準)、レディメイド、オーダーメイド)にチェックがあるか ・レディメイドの場合は商品名を記載してください。	
⑧	裏面の「名称」(車椅子の形式)にチェックがあるか ・車椅子の形式「普通型、手押し型、片手駆動型、レバー駆動型、前方大車輪型」 ・リクライニング式、ティルト式、手動リフト式、リクライニング・ティルト式 ・簡易型電動 切替式、アシスト式、操作ノブ、バッテリー	
⑨	裏面の「加算要素(機構加算、構造部品加算)や付属品」にチェックや記載があるか ・サポート部、付属品(クッション、シートベルト、テーブル、スポークカバー等)	
⑩	裏面の「製作(購入)、修理、借受けに当たっての選定理由、留意点、」に記載があるか ・形式、各機構、サポート部、クッション及び付属品の選定理由、他製品との比較した状況を具体的に記載してください。	
⑩	裏面の「使用効果見込」に記載があるか ・補装具の使用効果が具体的に記載(使用効果がないものは対象になりません)	
⑪	裏面の処方した医師の情報に記載があるか ・医療機関名・所在地・電話番号・作成医師氏名が記載されているか。 ・指定医等の該当項目にチェックがあるか(補装具が処方可能な医師に該当しているか)	
⑫	裏面の意見書の記載日について ・身体障害者手帳交付日以降の日付になっているか(難病はその限りではない) ・現在の身体や障害状況状を反映した日付になっているか※申請からかなり経過が経っている場合は受付できないことがあります	

【補装具 意見書 チェックリスト(姿勢保持装置)】

No.	確認いただきたい項目（座位保持装置）	確認欄
①	表面の「申請者の情報(氏名・住所・生年月日・手帳障害名・等級)」にチェックや記載はあるか	
②	表面の「原因となった疾病・外傷名・発生年月日」にチェックや記載があるか	
③	表面の「身体状況・障害状況」に記載はあるか 心臓等その他機能障害、頭部支持機能、上肢、下肢、体幹機能の記載はあるか	
④	表面の「運動機能障害」にチェックや記載があるか	
⑤	「使用中の補装具の状況」に記載はあるか ・現在使用している姿勢保持装置の使用状況を記載してください	
⑥	表面の「身体寸法」に記載があるか	
⑦	表面の「現在の身体状況・活動状況」にチェックがあるか ・感覚障害、褥瘡、臀部の状態、立ち上がり・座位、起立保持・移乗・除圧動作、車椅子操作など 必ずチェックしてください	
⑧	裏面の「製作区分」にチェックがあるか	
⑨	裏面の「名称」にチェックや記載があるか ・レディメイド・オーダーメイド、採寸及び装置の及ぶ範囲 ・レディメイドの場合は商品名を記載してください	
⑩	裏面の「製作要素」の「支持部」、「支持部の連結」、「構造フレーム」、「部品・付属品」、「調節機構」にチェックや記載があるか	
⑪	裏面の「製作(購入)、修理、借受けに当たっての選定理由、留意点、」に記載があるか ・形式、採型、採寸区分、製作要素、完成用部品の指定、支持部、サポート部、構造フレーム、付属品等の選定理由、他製品との比較した状況を具体的に記載してください。	
⑫	裏面の「使用効果見込」に記載があるか ・補装具の使用効果が具体的に記載(使用効果がないものは対象になりません)	
⑬	裏面の処方した医師の情報に記載があるか ・医療機関名・所在地・電話番号・作成医師氏名が記載されているか。 ・指定医等の該当項目にチェックがあるか(補装具が処方可能な医師に該当しているか)	
⑭	裏面の意見書の記載日について ・身体障害者手帳交付日以降の日付になっているか(難病はその限りではない) ・現在の身体や障害状況状を反映した日付になっているか※申請からかなり経過が経っている場合は受付できないことがあります	

【補装具 意見書 チェックリスト(補聴器)】

No.	確認いただきたい項目(共通)(補聴器)	確認欄
①	表面の「申請者の情報(氏名・住所・生年月日・手帳障害名・等級)」は漏れなく、誤りなく記載されているか	
②	表面の「原因となった疾病・外傷名」についてチェックや具体名が記載されているか	
③	表面の「身体・障害等の状況」についての漏れがなく記載やチェックがされているか	
④	表面の「使用中の補装具の状況」や「装用効果」についてチェックや記載があるか	
⑤	表面の「聴力レベル」や「語音明瞭度」の検査数値や検査日が記載されているか。また、オーディオグラムは記載か資料の添付があるか。	
⑥	裏面の「製作区分」についてチェックが入っているか	
⑦	裏面の医師が処方する「補装具の名称」や「付属品」に漏れがなくチェックや記入がされているか	
⑧	裏面の補聴器の処方が適正に処方されているか。 ●感音性難聴の場合→通常耳かけ型補聴器若しくはポケット型補聴器に処方されているか ●身体・職業上の理由でポケット型及び耳かけ補聴器が困難な場合→耳あな型補聴器が対象 ※通常はレディメイドで処方、オーダーメイドの場合は障害状況、耳の形状等でレディメイドで対応不可な場合が対象裏面の「必要とする理由」に理由を記入してください。 ●伝音性・混合性難聴の場合で、耳漏が著しい又は外耳道閉鎖症等を有し、耳栓又はイヤーマールドの使用が困難な場合→骨導式補聴器が対象 ●ワイヤレス補聴システム →教育上、職業上の理由で必要な場合に対象。 ワイヤレス補聴システムの項目で処方してください。 ※高度難聴の場合は「特例補装具支給に関する理由書」を併せて記入してください。 ※補装具の支給は原則1個であり、装用効果が高い装用耳にチェックを入れてください。 ※2個交付の対象は教育上又は職業上の理由に限ります。	
⑨	裏面の「使用効果見込」についてチェックが入っているか、両耳装用を含め必ず記載が必要で、使用効果がないものは対象になりません。	
⑩	裏面の処方した医師の情報(医療機関名・所在地・電話番号・作成医師氏名)が記載されているか。補装具が処方可能な医師に該当しているか(指定医等の該当項目にチェックがあるか)	
⑪	裏面の意見書の記載日について a 身体障害者手帳交付日以降の日付になっているか(難病はその限りではない) b 現在の身体や障害状況状を反映した日付になっているか※申請からかなり経過が経っている場合は受付できないことがあります	

【補装具 意見書 チェックリスト(重度障害者用意思伝達装置)】

No.	確認いただきたい項目（重度障害者用意思伝達装置）	確認欄
①	表面の「申請者の情報(氏名・住所・生年月日・手帳障害名・等級)」にチェックや記載はあるか	
②	表面の「原因となった疾病・外傷名」にチェックや記載があるか	
③	表面の「身体・障害等の状況」に記載があるか(具体的に)	
④	表面の「現在の上肢機能等の状況及び進行状況」に記載があるか ・現在の障害状況や ADL 状況、今後の進行状況を記載してください。	
⑤	表面の「音声言語機能の状況に」にチェックや記載があるか ・音声言語機能について身体障害者手帳の有・無と、今後の進行状況を記載してください。	
⑥	表面の「人工呼吸器の装着」にチェックがあるか	
⑦	表面の「知的操作能力」にチェックがあるか	
⑧	表面の「操作上利用可能な身体能力」にチェックや記載があるか	
⑨	裏面の「製作区分」、「名称(形式、必要とする装置、入力装置)」にチェックがあるか	
⑩	裏面の「製作(購入)、修理、借受けに当たっての選定理由、留意点、」に記載があるか ・形式、入力装置、部品等の指定や選定理由、他製品との比較した状況を具体的に記載してください。借受けの場合は借受け期間も記入	
⑪	裏面の「使用効果見込」に記載があるか ・補装具の使用効果が具体的に記載(使用効果がないものは対象になりません)	
⑫	裏面の処方した医師の情報に記載があるか ・医療機関名・所在地・電話番号・作成医師氏名が記載されているか。 ・指定医等の該当項目にチェックがあるか(補装具が処方可能な医師に該当しているか)	
⑬	裏面の意見書の記載日について ・身体障害者手帳交付日以降の日付になっているか(難病はその限りではない) ・現在の身体や障害状況を反映した日付になっているか※申請からかなり経過が経っている場合は受付できないことがあります	

【補装具 意見書 チェックリスト(その他・歩行器)】

No.	確認いただきたい項目（その他・歩行器用）	確認欄
①	意見書は「その他用」を使用しているか	
②	表面の「申請者の情報(氏名・住所・生年月日・手帳障害名・等級)」は漏れなく、誤りなく記載されているか	
③	表面の「原因となった疾病・外傷名・発生年月日」にチェックや記載があるか	
④	表面の「現在の身体状況」に記載があるか ・現在の身体機能や障害状況について詳細に記載してください ・移動状況について普段の移動の様子が具体的にわかるように記載してください 特に装具や杖、歩行器を使用している場合はその状況を詳細に記載してください ・FIM や BI 等 ADL 評価を行っている場合は記載ください	
⑤	裏面の「製作区分」に記載があるか	
⑥	裏面の「名称」にチェックがあるか ・歩行器にチェックを行い、品名も記入してください	
⑦	裏面の「製作(購入)、修理、借受けに当たっての選定理由、留意点」に記載があるか ・選定にあたりデモをした状況や他製品と比較した状況を具体的に記載してください ※高額な完成用部品を選定する際は、その他の部品や安価な部品と比較してなぜそれではなくてはならないのか、その理由や必要性を記載してください。	
⑧	裏面の「使用効果見込」に記載があるか ・歩行器の使用場面や使用効果を具体的に記載してください ※使用効果がないものは対象になりません ※日常生活の移動において使用効果が認められ場合に対象になります ※一時的な使用や予防、治療、訓練目的は補装具費の対象になりません	
⑨	裏面の処方した医師の情報に記載があるか ・医療機関名・所在地・電話番号・作成医師氏名が記載されているか。 ・指定医等の該当項目にチェックがあるか(補装具が処方可能な医師に該当しているか)	
⑩	裏面の意見書の記載日について ・身体障害者手帳交付日以降の日付になっているか(難病はその限りではない) ・現在の身体や障害状況を反映した日付になっているか※申請からかなり経過が経っている場合は受付できないことがあります	

【補装具 意見書 チェックリスト(その他・座位保持椅子(車載用))】

No.	確認いただきたい項目（その他・座位保持椅子(車載用)）	確認欄
①	意見書は「その他用」を使用しているか ※既製品を選定する場合で特例補装具として申請する場合は、「特例補装具費支給に関する理由書(医師用)」の記入が必要です	
②	表面の「申請者の情報(氏名・住所・生年月日・手帳障害名・等級)」は漏れなく、誤りなく記載されているか	
③	表面の「原因となった疾病・外傷名・発生年月日」にチェックや記載があるか	
④	表面の「現在の身体状況」に記載があるか ・現在の身体機能(特に体幹機能)や障害状況について詳細に記載してください ・座位の能力や頭部・体幹・骨盤等の支持の必要性について詳細に記載してください ・FIM や BI 等 ADL 評価を行っている場合は記載ください	
⑤	裏面の「製作区分」に記載があるか	
⑥	裏面の「名称」にチェックがあるか ・座位保持椅子及び車載用にチェックを行い、品名に製品名を記入してください	
⑦	裏面の「製作(購入)、修理、借受けに当たったの選定理由、留意点」に記載があるか ・選定にあたりデモをした状況や他製品と比較した状況を具体的に記載してください ※高額な製品や部品を選定する際は、その理由や必要性について記載してください。 ※車載用の座位保持用として必要最低限かつ使用効果が認められ場合に対象になります ※過剰なパットやベルトは対象にならない場合があります	
⑧	裏面の「使用効果見込」に記載があるか ・座位保持椅子(車載用)の使用効果を具体的に記載してください ※使用効果がないものは安全性に支障をきたすものは対象になりません	
⑨	裏面の処方した医師の情報に記載があるか ・医療機関名・所在地・電話番号・作成医師氏名が記載されているか。 ・指定医等の該当項目にチェックがあるか(補装具が処方可能な医師に該当しているか)	
⑩	裏面の意見書の記載日について ・身体障害者手帳交付日以降の日付になっているか(難病はその限りではない) ・現在の身体や障害状況状を反映した日付になっているか※申請からかなり経過が経っている場合は受付できないことがあります	

【補装具 意見書 チェックリスト(その他・眼鏡)】

No.	確認いただきたい項目（その他・眼鏡）	確認欄
①	意見書は「その他用」を使用しているか	
②	表面の「申請者の情報(氏名・住所・生年月日・手帳障害名・等級)」は漏れなく、誤りなく記載されているか	
③	表面の「原因となった疾病・外傷名・発生年月日」にチェックや記載があるか	
④	表面の「現在の障害部位の状況」に記載があるか ・現在の治療の状況や治療経過について記載してください ・視力や視野の状況を詳細に記載してください ・羞明がある場合はその状況について詳細に記載してください	
⑤	裏面の「製作区分」に記載があるか	
⑥	裏面の「名称」にチェックがあるか ・眼鏡の該当箇所にチェックを行い、処方レンズ名、型番を記入してください ※視力障害がある場合に矯正眼鏡や乱視加算が対象となります ※視野障害のみでは矯正眼鏡や乱視加算は対象となりません ※遮光眼鏡の対象者 視力障害があり、羞明を来している場合で羞明の軽減に遮光眼鏡の装用より優先される治療法がない方 ※遠近両用眼鏡（遮光機能付き眼鏡も含む）の場合は、別に特例補装具の意見書が必要です。	
⑦	裏面の「製作（購入）、修理、借受けに当たっての選定理由、留意点」に記載があるか ・選定にあたり選定理由や留意点がある場合は記載してください ※遠近両用等高額な完成用部品を選定する際は、その他の部品や安価な部品と比較してなぜそれてなくてはならないのか、その理由や必要性を記載してください。	
⑧	裏面の「使用効果見込」に記載があるか ・眼鏡を使用することによる使用効果を具体的に記載してください ※眼鏡の使用効果がないものは対象になりません ※眼鏡を使用することにより日常生活が改善される場合に対象になります ※遮光眼鏡の場合の以下の使用効果の確認をしてください ・まぶしさや白んだ感じが軽減する ・文字や物などが見やすくなる ・羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する ・暗転時に遮光眼鏡をはずすと暗順応が早くなる ※一時的な使用や予防、治療、訓練目的では補装具費の対象となりません	
⑨	裏面の処方した医師の情報に記載があるか ・医療機関名・所在地・電話番号・作成医師氏名が記載されているか。 ・指定医等の該当項目にチェックがあるか（補装具が処方可能な医師に該当しているか）	
⑩	裏面の意見書の記載日について ・身体障害者手帳交付日以降の日付になっているか（難病はその限りではない） ・現在の身体や障害状況状を反映した日付になっているか※申請からかなり経過が経っている場合は受付できないことがあります	

《22. お問い合わせ先一覧》

◎補装具費支給制度、費用の請求・支払に関すること

・静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 障害者支援推進課
TEL 054-221-1098

◎補装具費支給申請や手続き、支給決定に関すること

・静岡市 各区福祉事務所 障害者支援課
(葵 区) TEL 054-221-1099
(駿河区) TEL 054-202-5818
(清水区) TEL 054-354-2106

◎補装具費支給の審査に関すること

・静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 地域リハビリテーション推進センター
TEL 054-249-3182

※本ガイドで使用した補装具の写真及びイラストについては、(公財)テクノエイド協会の許可を得て、補装具費支給事務ガイドブックから引用・転載しています。

※本ガイドの内容については、今後、制度改正に伴い更新を行う場合があります。

【 発 行 】

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 障害者支援推進課
静岡市 葵福祉事務所 障害者支援課
静岡市 駿河福祉事務所 障害者支援課
静岡市 清水福祉事務所 障害者支援課、蒲原出張所
静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 地域リハビリテーション推進センター

【 発行日 】

平成 28 年 10 月 1 日(第 1 版)
平成 30 年 3 月 8 日(第 2 版)
平成 31 年 3 月 25 日(第 3 版)
令和 2 年 3 月 23 日(第 4 版)
令和 3 年 2 月 22 日(第 5 版)
令和 4 年 3 月 9 日(第 6 版)
令和 5 年 3 月 24 日(第 7 版)
令和 6 年 3 月 13 日(第 8 版)
令和 6 年 10 月 10 日(第 9 版)